

平成29年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

平成29年9月6日（水曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 同意第16号 教育委員会委員の任命について

1. 議案第49号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例

1. 議案第50号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第51号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例

1. 議案第52号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第53号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例

1. 議案第54号 平成28年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1. 報告第11号 平成28年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

1. 報告第12号 放棄した債権の報告について

1. 認定第1号 平成28年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 参事兼課長	渡辺信明君	総務課 上席副参事	達曾部義美君
企画財政課長 参事兼課長	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者 兼会計課長	佐々木健一君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局会長	瀬川晃君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課 課長補佐	熱海潤君
生涯学習課 生涯学習班長	佐々木誠君	生涯学習課 文化財保護班長	福山宗志君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆様、おはようございます。

9月定例会2日目でございます。本日もよろしくようお願い申し上げます。
直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のございました一般質問をこれから許可いたします。

9番杉浦謙一君、一般質問席に登壇願います。

〔9番 杉浦謙一君登壇〕

○9番（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。9番杉浦でございます。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず1つ目、放射性廃棄物の試験焼却につきまして質問してまいります。

この問題、昨年から質問してまいりました。6月16日付河北新報で報じられております、大崎、美里、涌谷3市町は試験焼却を受け入れる意向と報じられました。住民合意とはほど遠い状況であると私は思います。

放射性廃棄物の試験焼却、モニタリングに関しまして、今後の設置に関しましてどのような計画があるのかお聞きいたします。

そして、現実的には大崎市三本木にあります最終処分場、この周辺では反対運動があります。また、大日向地域に2つの行政区がありまして、その行政区との覚書があります。放射能を帯びた焼却灰を搬入することはとても困難と思われまます。このような状況の中で町民に対して説明会等の周知はどうするのか、お伺いいたします。

次に、低線量被曝の認識につきましてお聞きしたいと思います。

低線量であれば、人体にあって大丈夫ということは決してあり得ません。何らかの、年齢が少なければ少ないほどリスクも大きいと思えるのが実情ではないでしょうか。この問題につきましても質問いたします。

次に、国民健康保険運営の都道府県化につきまして質問いたします。

国民健康保険法は、1958年に国民皆保険ということで、このために実現することができました。農業者、自

営業者など低所得者が多いことは、国は初めから承知していたこととございます。しかし、国は80年代から補助金を下げてきたため国保税が引き上げられると、そういった現実があります。現在、市町村ごとの運営となっております国民健康保険、来年度から都道府県化する、そういった準備が進められております。平成30年度から国民健康保険の運営主体、これが宮城県に移行すると、そういったこととございます。宮城県が定める算定方式のもと市町村が保険税を決定して徴収、資格管理、保健事業などを担うということになります。大事なことなのに、町民に対しては余りにも情報が少な過ぎるのではないのでしょうか。このような住民への周知はどのように行うのか伺います。

そして次に、国民健康保険は公的医療保険の一つであります。医療を受ける権利を公的責任で保障しております。国保に国庫負担が投入されているのは、国保が社会保障として運営されていることを意味するのであります。被保険者が低所得者であるなど、負担軽減のためにも財政調整基金や保険者支援制度、これは宮城県が約30億円、そして涌谷町にも毎年約2,000万円、国保基盤安定制度、そういった制度を利用して保険税引き下げや減免制度をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上をもって第1回目の質問といたします。

○議長（遠藤稯雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 9番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、質問項目1、放射性廃棄物の試験混焼についてでございます。

1点目のモニタリングポストの設置につきましては、現在、平成29年7月15日の市町村長会議の内容を基本に圏域ごとに混焼等による処理を促進することで確認しているところとあります。平成28年11月3日の市町村長会議において、県で提案された後の各市町村の住民説明会におきまして安全確認をするためのモニタリングポストの設置について多くの市町村から要望がありました。そのため、今年度中に試験混焼が実施されることから、県で焼却施設を中心にモニタリングポストの設置について準備を進めているところとあります。

当町においては、大崎東部クリーンセンターを中心に近隣市町村と調整を図り、クリーンセンター内を含め4カ所の設置について準備を進めているところとあります。

次に、2点目の三本木にある最終処分場周辺の住民合意が得られない状況で町民への説明は、という質問についてでございます。

試験焼却に向けて大崎市でも住民説明会を開催しており、当町におきましても圏域内での試験焼却に向け住民の皆様十分に理解していただけるような説明を行いながら、放射性廃棄物処理を促進していきたいと考えております。

次に、3点目の低線量被曝の認識についてでございますが、放射性廃棄物の処理の中で低線量被曝等の放射能に関する研究が多々あることは十分に認識しており、放射性廃棄物の処理におきましては、安全性を確保するため国や県の意見を踏まえながら進めていきたいと考えております。

次に、質問項目2、国民健康保険の都道府県化についてでございます。

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険の最後のとりでとして基盤的役割を果たしてきたところですが、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べて被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得

に占める保険料の負担感が大きいなどといった構造的な問題を抱えており、国保財政の脆弱化は一段と進んでいる状況でございます。こうした問題を解決するため、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任を担うこととされております。

新しい制度では、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る一方で、市町村は地域住民と身近な関係の中、今までどおり資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収といった地域における事業を引き続き行うこととなります。

宮城県におきましては、これまで県を中心に宮城県国民健康保険運営協議会、また、事業の細部にわたる調整のため財政部会、事務処理標準化部会、目標収納率部会の3つの部会が設置され、連携会議を経て都道府県単位化について協議している状況でございますが、現段階で納付金の算定方法や標準保険料の具体的な額などについては調整中でございます。

町民に対する周知についてのご質問でございますが、県から示されております今後のスケジュールとしましては、9月に第3回納付金、標準保険料率試算を行い、国において10月に仮係数の提示、12月に本係数の提示がありまして、来年の1月に通知、公表が予定されておりますので、もう少し具体的な情報が整いました後、町民の皆様には広報等を通じてお示ししたいと考えております。

2点目の保険税等の関連でございますが、平成27年度の涌谷町の国保税の1人当たりの調定額は8万1,276円で、県内35市町村中32番目と低い状況でございますので、今回の都道府県単位化によりまして税額が現在の水準以上になることが予想されております。保険税の激変緩和措置につきましては、現在、国の公費拡充、県の調整交付金によるものなどについて段階的に検討されておりますが、国、県で補えない場合など、町の国保財政調整期金の活用も検討し、被保険者の負担が急激に大きくならないように適切に措置してまいります。

また、減免制度につきましては、具体的な金額が示されました後、導入の有無も含め判断してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、杉浦議員への回答といたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 2回目の質問とさせていただきます。

モニタリングポストの質問でありますけれども、モニタリングポストの設置の予算というのは必ず必要になってくると思います。そういった点ではいずれ、先ほど答弁の中で「今年度中に」という答弁をいただきました。そうであるならば、どこかの時点で補正予算を組まなければいけないと思います。そうした補正予算の時期を、どこの時点で組むのか。まず、ちょっと具体的な話になってしまうかもしれませんが、そういった補正予算の時期、いわゆる試験焼却の時期とその前となるわけですが、先ほど「4カ所」という答弁でありましたから、その補正の時期というのはいつごろとなるのか、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ご心配いただいております。財政的な数字の賄い方につきましては、担当課から答弁させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） モニタリングポストにつきましては県がまとめて設置を考えてございますので、その辺は県、国の予算で対応していくものと考えております。

ただ、混焼なり、すき込み等については今後予算をお願いする場が出てまいりますので、時期については早ければ10月に臨時議会等をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど予算の質問をしましたがけれども、いずれにしてもその補正予算が計上されるというふうになれば、先ほど2つ目の大日向の最終処分場の話と重なりますけれども、現実的には試験混焼というのはなかなか難しいのではないかと。焼却灰が搬入できる状況にないということは、焼却すること自体がなかなか困難であると。

先ほど最初の質問をさせていただいたところでありましたけれども、そうした中でモニタリングポストの設置の予算を上げるということは、なかなか議会としても理解しがたい部分があると思います。計上しても否決される可能性はなきにしもあらずと思います。そういった点では、その時期の議会への説明も必要だと思いますけれども、そういった考えはあるのかどうか、再度質問させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 試験混焼を前提にしての措置でございますが、モニタリングポストにつきましてはただいま課長のほうから説明させたとおりでございますので、ぜひこれは設置するべきものというふうに考えております。

それから、そこに至るまでの経緯でございますが、6月30日に大崎1市4町で基本的な方向性を確認しております。いわゆる足並みをそろえて処理をする内容ですけれども、宮城県の放射能汚染廃棄物8,000ベクレル以下の処理方針について、農林系汚染廃棄物を焼却した場合の必要日数について、構成市町の処理方針について。

構成市町の処理方針についてでございますが、1市4町とも焼却を考えながら、さらにまた、できるだけ焼却物の減容化を図るということですき込みを考えているという考えでございまして、実際に登米市、大崎市、栗原市ですき込みをした結果、登米市につきましては14区画で検出なし、1区画で9.7ベクレルで影響なしと見ている。大崎市につきましては、鳴子地区の市有地1,500メートルで平均140ベクレルの汚染牧草3トンですき、最高濃度は38ベクレル以下で基準値以下と。栗原市につきましても、8月下旬に牧草刈り取り作業を行った結果、9月に公表するというところでございますが、これは不検知というような状況であります。

したがって、涌谷町もすき込み処理しながら焼却物の量を減らしていくというような方向でございまして、質問者様が心配いただいております最終的な汚染灰はどうするのかということでございますが、これも6月30日に広域を交えながら協議した結果、大日向の最終処分場につきましては一般廃棄物の最終処分場という指定の際にもいろいろ以前からのかかわった歴史もございまして、なかなか理解は難しいのではないかとこの感触があるそうですけれども、広域の感触では必ずしもではないという感触はあるそうですが、いずれにいたしましても焼却した場合の汚染灰につきましては最終処分場の結果次第ということでございますので、結論が出るまで時間がかかるものと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） いずれにしても住民説明会、前回は2カ所で開催したわけですが、当初は1カ所ということでありましたが、住民の要望があつて2カ所目を開催したということ、そういった経緯もありますけれども、そういった、私が考えるにはやっぱり風評被害とか、震災以来、涌谷町も風評被害というか、観光の面での風評被害ということもあつてなかなか心配しているところではあります。

住民説明会では、いずれにしてもこの問題は、また開かなければいけないと思います。2カ所とは言わず、もう少し町民が参加しやすい形態をとるべきだと思います。そういった点でももう少し場所と回数をふやして町民に説明をしていくというのが必要だと思います。そういった点ではいかがなものでしょうか。よろしく願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 実は、この6月30日の広域構成市町の検討結果を踏まえまして、7月5日に臨時課長会を開かせていただきました。と申しますのは、今、主として担当しているのは農林課と町民生活課ですけれども、これを涌谷町行政部門全課で認識共有ということで臨時課長会を開かせまして、経過を踏まえながら説明いたしまして、課長方に了解をいただいたところでございます。

それで、その際に示した諮詢は、すき込みを前提とする方向で先ほど申し上げたのは、そのとおりでございますが、それにつきましてはいわゆる土地が必要でございますので、土地所有者の同意、生産物管理者、JAの方々、それから農業委員会、土地改良区、農業共済組合、農業関係者への事前説明を行つてご理解をいただいております。

この後、議会には以前、全員協議会で試験混焼につきまして説明をいたし、ご理解をいただきましたが、再度そのすき込みが入るとということで再度議会に対しまして全協をお願いしながら説明をしていきたい。その諮詢を踏まえた上で最終的に住民説明会の開催という諮詢であります。まだ日程につきましては具体的にはなつておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 前回の議会では私は一般質問してはいますが、もしコンクリートボックスに一時保管という形をとりますと経費の面で国の予算でということで、これは前回課長も認識されておりました。そういった点でこのコンクリートボックスに一時保管ということは考えていなかったのか。そういった財政的な助成があるということですから、そういった点で少し検討したのかなど私は思ったんですけども、そういう話は全くなかったのでは多分してないんだなと思うんですけども、いかがですか、この検討という点に関しましては。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） コンクリートボックスに一時保管でやりますと、またその処理をしなければならない。そして、さらに現在、平沢地内とそれから各農家の庭先に保管しておりますけれども、仮にコンクリートボックスで一時保管すれば、その場所の選定につきまして恐らく周辺の住民から反対が出るだろう。となりますと、それが不可能であると。さらに、もし場所を選定することができたとしても、何年後にそれを処理する。それを提案した、同意した我々が責任を持てるのかということもございませぬ。

したがいまして、コンクリートボックスにつきましては検討いたしましたが、最終的には断念したという経

緯がございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） その時期的なものが必ず、放射能ですから焼却したところで物がなくなるわけでは、牧草なり稲わらが目の前にはなくなるわけですね。ただ、物質収支、高校の理科あたりですと質量保存の法則とあって気体になっても質量は変わらないという。つまり燃やしても物はなくなるわけではないわけで、焼却施設のバグフィルターの話は以前からしておりましたけれども、除去できる、気体になって外に逃げるというわけですから、これは甚だ疑問があると。除去できるものなのか、物がその場になくなるということは、放射能の数値が低くなると。数値が低くなるということは、結局外に放射能が漏れているという状況だと思います。そのため私はこの試験焼却は、燃やすこと自体は非常に最悪の選択だなと思っています。すき込みに比べればまだましなのかなと。

先ほど低線量被曝の話もしました。そういった外に漏れたときのリスクも大きくなると思います。これが必ず何か害があるかどうかというのは、これまたよくわからない状況です。ただし、放射能は遠ざければ遠ざけるほど、近くなれば近くなるほど、何らかのリスクがあるというのが定説であります。そういった点では、県もそうなんですけれども、涌谷町も子育て支援をということであつたっている町でありますから、そういった危険な物質をまき散らすようなことはしてはいけないと私は思います。そういった点では少し考えていただきたいなと思いますけれども、この点で町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 質問者もおっしゃいましたとおり、その影響についてはまだはっきりしないという、いわゆるそういう中での議論でございますので、私が申し上げているのは試験混焼だけはさせてくれと。その結果どういう数値が出るか、それが出れば、心配した数値が出ればすぐ中止するという状況の中での試験混焼の前提でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） この問題は去年からやっていますけれども、時間がなくなるというふうな状況になりますので、次の国保税の都道府県化について質問させていただきます。

先ほど町長の答弁にありました「構造的な問題がある」ということで答弁されておりました。標準保険料率、そして納付金の公表がいまだにないということで、これは事務的にも大変なことであると。先ほど来年の公表というふうになるという話でありましたけれども、来年度の予算にも影響を与えるのではないかと、そういった心配もあります。

しかしながら、町長にお聞きしますが、情報は今月中に仕入れることはできるのではないかと思うんですけども、都道府県35市町村の首長がそういった場に集まるということはないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） この国民健康保険が県の事業に一本化されるということでございますが、私は反対しております。と申しますのは、質問者もご存じのとおり、涌谷町は地域包括医療システムの中で町民の負担の軽減、いわゆる保険税の低減化ということで努力してまいりました。それで、何でこの議論が起きたかという、賄い切れない市町村が出るから、県で一本化して皆まとめて、いわゆる上下の差を縮めてイーブンにするとい

うことにつきましては、努力してきた市町村が無になるということで、私は反対してまいりました。

しかし、このような結果になった以上、当然その中で動くと思いますが、そういった経緯につきましては担当課から説明させます。

○議長（遠藤稯雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） お答えいたします。

今、町長の答弁、議員からのお話もありましたように、都道府県が財産の基盤を担うということで、市町村ごとの国保事業の納付金の額を決定することや保険給付に必要な費用を保険給付費交付金として全額を市町村に対して交付すること、そういった財政の管理をするというお話、それから市町村としては市町村ごとに決定された納付金を納付すると、その仕組みについては決定しているところですが、現段階では今お話があったとおり、納付金の算定方法、標準保険料についてはまだ調整中というふうな状況でございます。

協議の状況としましては、先日9月1日に県での国保運営協議会第8回の財政部会というものが開催されたようございまして、町の担当も傍聴したところございまして、第3回の納付金標準税率試算の算定方法について精査された状況でございます。こちらについても、いまだ継続協議というふうな部分はあったということございまして、市町村への試算の指示、そういったことについても追って指示するというふうな状況のようございまして。

スケジュールとしましては、答弁でもありましたが、9月の市町村による第3回の納付金標準保険料率の試算、そういったことをやりますという話と、国において10月の仮係数の提示、12月の本係数の提示になるというお話でございますので、今月中旬あるいは下旬、10月くらいには担当レベルの、あるいは首長を集めたレベルの会合などが開かれるものではないかなというふうに推測するところでございます。

いずれ、来年の1月に国、県としてもそれぞれの算定額などについて通知、公表するというふうな予定が示されておりますので、それまでにはいずれ町長が集められるものなのかなというふうに推測しているところでございます。

終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） いずれにしても公表がどうしても1月ということで、私は事務的にどうなのかと、大変なのではないかと思って質問したところでしたが、町長の答弁にありましたとおりに保険税が上がるのではないかと心配が予想されるということで、これは先ほど言った財政調整基金を使つての激変緩和策、支援を今後導入するかどうかを検討するという答弁でしたけれども、やはりそういった点でなるべく上がらないような仕組みをつくっていかねばいけないと思います。

まして、先ほど答弁にあった構造的な問題があります。7割、5割、2割ですか、軽減世帯がありますけれども、今の時点ではどのぐらいの軽減世帯があるのか。6割を超えているのではないかと思われる節がありますけれども、この軽減世帯、こういった構造的な問題がある国保ですから、なるべく町民に負担をかけないようなそんな制度にしてもらいたいと思います。この軽減世帯、どのぐらいの割合になっているのかお聞きいたします。

○議長（遠藤稯雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） お答えします。

涌谷町における軽減措置でございますが、決算の附属資料をお持ちでしたら177ページをお開きいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。質問者、持ってきてください。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 附属書類177ページでございます。

国民健康保険税（状況調べ）ということで表がございますが、その一番下のところに軽減についての数字を載せてございます。平成28年度としましては、7割軽減が4,633万4,000円、5割軽減が2,295万4,000円、2割軽減で637万6,000円、そこに「世帯数と割合」というふうに書いてございます。合わせますと、7割・5割・2割の軽減で63.76%が軽減世帯と、軽減されている世帯数としてはその数字で63%程度ということでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど答弁いただきました63.7%ですね、平成27年度はもう少し比率が高くて65%を超えているという制度になっていると。何らかの軽減されている世帯がもう半数じゃなくて6割を超えている、そういった制度になってきていると。その点でやっぱり町長が言われたとおり、構造的な問題を抱えている制度であると思います。

そういった点では、もう時間ありませんが、最後になりますけれども、国民健康保険、この維持ですね、健全化に対する、やはり維持するのなかなか大変だと思いますけれども、こういった都道府県化の中で町長の来年度の思いをぜひ最後にお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 先ほども申し上げましたが、いわゆる国保税の引き下げあるいはその低減化に努力してきた市町が余りよい結果にならないのではないかとことを申し上げました。逆に上回った市町村は、県で一本化だからそれまでということもないかもしれない、ないとも言えない。そういったことがないように市町村会議で訴えますが、なおかつ町といたしましては町民の皆様方の負担軽減に向けてなおさら努力してまいります。質問者は後期高齢者医療広域連合の議員でございますので、その際にもその辺で議論していただければ町としても助かるなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番稲葉 定君、一般質問席に登壇願います。

〔4番 稲葉 定君登壇〕

○4番（稲葉 定君） 4番稲葉 定でございます。

通告しておいた「涌谷町農業政策を問う」と題した一般質問を行います。

涌谷町の農業は兼業化がかなり進行し、しかも離農する高齢者等がふえ、急激な産業構造の変化が見られますが、それでも農業が基礎的な産業基盤であることは言うまでもありません。また、工業団地の完成を見ましたが、すぐに誘致が進めば言うことなしではありますが、相手があることでなかなか思いどおりにはいきません。そのような中、もともと農業が中心の町である我が町が農業政策の充実を望むのは私だけではないと思うのです。

そこで、町長に尋ねます。

まずは稲作ですが、金のいぶきは手軽に玄米食ができるよい品種だとは思いますが、今後どのような位置づけで栽培面積や販売戦略の見込みなど、町としてどのように誘導していくのか不透明な部分もございますので、わかりやすく周知してほしいところです。また、ひとめぼれ、ササニシキとの構成比はどうするのか。農家の指針となる指導を示すことが重要です。

次に、畜産農家に対する取り組みですが、ことしは全国和牛能力共進会が開催される畜産振興の契機となるタイミングのよい年であります。和牛繁殖農家は価格の高値取引で経営状態が好調であるのですが、肥育農家はその分、利益の圧縮で大変です。

酪農に関しては、後継者不足などで離農する農家が全国的にもその傾向があります。それでも意欲を持って就農する後継者には頭が下げる思いでございます。炭疽、アカバネ病などの予防注射など、農家の役に立つ助成事業は大変よいと思いますが、それ以外にも経営のための支援を考える必要があると思います。

3番目に園芸についてですが、コネギ、ミズナ、ホウレンソウなどは定着してきましたが、新しく取り組む作目については農家が独自で開発しているのが現状です。涌谷町が高冷地にあるとか、温暖な気候に恵まれているとか、そういったことで特異なところではありませんが、地の利を生かしたほかの作目も研究すべきなのです。これは本当の特産物の開発であり、自治体単位で取り組むべき事業だと思うのです。町として積極的に開発する取り組みを始める用意はありませんか。

それから、6次化の取り組みですが、現状を見据え今後どうするかも気になるころではあります。その中で有望なものはないか、失敗を恐れずどんどんチャレンジしてほしいと思います。

以上、町長に今後の農業についての第1問を尋ねます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 4番稲葉 定議員の一般質問にお答え申し上げます。

涌谷町の農業政策についてのご質問でございますが、質問者ご指摘のとおり、農業は町の基幹産業であります。特に、宮城県におきましては農地面積が12万9,000ヘクタール、そしてまた、涌谷町におきましては水稲の部分だけで2,900ヘクタールという水田がございます。そういったことを考えますと、町土の一角を担う、そしてまた、農業を営んでいる方々は町土を守っていると、保全に尽くしているという考えにつきましては、私も農業の位置づけについては質問者のとおりでございます。

まず、1点目の金のいぶきは町内の米農家を救えるかという質問についてでございますが、平成30年産から国の生産数量配分がなくなることによって米政策が大きく変動いたすこととなっており、全国各地で新たな品種をつくり出す動きがございます。

宮城県においてもこの流れに乗りおくれることなく、低アミロースのだて正夢、また、委員からご質問のございました金のいぶきについては、3月議会で承認いただきました地域ブランド米創出事業において健康志向の新たなブランドを確立するため取り組ませていただいているところであります。差し当たりましては、学校給食への導入を目指し、学校関係者への試食を行いながら、ことしの秋から月1回程度の提供に向け調整しているところでございます。

また、今後の活動としては、JAみどりの稲作生産部会涌谷支部と協力し、金のいぶきを涌谷地域の新たなブランド米として定着させるため、町内商業店舗での試食会や町内の各種イベントにおいてもPRしながら、町内住民の方々に広く認識していただき、あわせて町外に向けて発信していく予定としております。行政といたしましても、みどりの農業協同組合と連携しながら積極的に営業活動を行い、付加価値を持った商品として販路を確保し、農業所得向上に向け生産拡大していく予定としております。

次に、2点目の和牛、乳牛の飼育農家が激減しているが、対策が足りないのではないかとこの質問でございます。

あす、全国和牛能力共進会の開会日でございます。この共進会が全畜産農家の新たな発展の意気込みになればということでございまして、私も参加させていただく予定としております。

畜産農家の減少の要因は、高齢化や後継者不足、また、採算性の確保ができないなど、多くの要因があると考えております。和牛繁殖農家の方々に例えますと、一番の手間はいわゆる粗飼料の確保と、いわゆるふん尿の出し方、この辺が高齢化によって作業が進まないという悩みを打ち明けられていまして、その点につきまして私も以前、家畜を使用しておりました件につきまして非常に同感しているところでございまして、何とかしたいという考えには誤りはありません。

その中で、当町では国の次世代人材育成事業や防疫助成、導入助成などの対策を講じてまいりました。現在、新規就農や町外からの転入による就農、世代交代、若手農家を中心としたネットワークの構築などが生まれてきておる状況でございますので、今後も畜産農家の声を聞きながら対策を講じてまいりたいというふうを考えております。

次に、3点目のハウス農家、いわゆる園芸農家に新しい特産作物をつくる指導をしては、との質問についてでございます。

現在、みどりの農業協同組合における園芸生産者は162人となっており、昨年の野菜類の販売実績は約6億2,900万円となっております。このうち4億1,800万円がコネギの販売によるものでございます。コネギ農家はコネギのみの生産で周年出荷体制を整えておること、また、確実な販売先が確保されていることで生産者が安心して生産できるシステムをみどりの農業協同組合、また、仙台小ねぎ部会の方々が構築してまいりましたが、これにつきましてはコネギの産地として培ってきたたまものと感じております。町といたしましても、微力ながらPR、活動支援を行ってきたところでございます。

みどりの農業協同組合では、アオネギを新たな特産品目として生産に力を入れており、子会社として「みどりのみらい」を設立し、また、大崎市鹿島台にアオネギの選別所を建設し、みどりの管内をアオネギの産地として生産拡大を図っていく予定としております。

当町といたしましても、昨年度の涌谷まち・ひとデザインラボにおいて宮城大学と共同で宮城県の在来野菜

等の試験生産、試験販売を行うなど、新たな特産作物を模索しているところでございますが、水稲と園芸作物を複合で生産している方々には労力、販売先等の確保が難しく、新たな園芸作物の生産には至っておらないのが現状でございます。

今後、圃場整備事業に伴い、土地利用の観点からもその地区に適した作物や生産体系を模索しながら、冒頭の質問にもございましたが、国の生産数量配分の廃止に伴う農家所得の確保に向け、引き続き関係団体と協力しながら涌谷町が特産地と言える新たな作物を探求していく所存でございますので、議員皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 一遍に稲作、畜産のところという質問は難しいので、順を追って稲作について第2問目をしたいと思います。

金のいぶきは、町長の答弁にもございましたが、いわゆるかわいい我が子として何年か育てていく、保護していくというか、そういった政策が必要であり、ぜひ成功してほしいと思います。ただ、金のいぶき、栽培面積は通告では申しておりましたので、どれくらいの目標まで伸ばしていこうかということは第1回目の答弁にはございませんでしたが、その栽培面積や目標がササニシキ、ひとめぼれの構成比というか、そういったことについて、例えば以前町長がササニシキの復権を少しということ伺ったことがございましたんですが、そういったことはどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第55号で出てまいります、涌谷町ブランド米金のいぶきプロモーション企画案というなるものを作成していただいております。それにつきまして、このプロモーションの企画、それから金のいぶきの位置づけ、それから栽培面積の比率は担当課のほうから答弁させます。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） それでは、お答えします。

割合については現在のところ目標設定しておりませんので、今後、だて正夢を中心にひとめぼれ、ササニシキ、金のいぶきをどれくらい作付していったらいいのかは今後検討してまいりたいと考えております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 我が町としての取り組みもあるんですが、JAみどりのが今この地域にはございますけれども、みどりのも大同合併というか、JA登米を除いた県内のJA合併を何か模索というか、取り組みを始めた模様なんです、JA期待ではなく町独自でいろいろなこういったことをどんどん進めていかなければ、地域としては立ちおくれしてしまうおそれがあります。

それで、JA登米では、JAと市が一体となって、次に質問する畜産においてもそうなんです、一生懸命一緒に共同研究している、それで結果を残しているというところもございまして、我が町ではそういった農協との協議はどの程度進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 金のいぶきに戻りますが、県内では取り組み農協は少ないのではないかと。石巻市農協、

登米市農協、それから加美、いわゆる加美よつば、大きく取り組んでいるのはこの3農協ぐらいで、みどりの全体では涌谷が手を挙げている状況のようにつかんでおります。

したがいまして、みどりの全体の足並みがそろうまでということではなくて、逆にみどりのが金のいぶきに取り組む際につきましては、涌谷町がリードしてきたと、これは涌谷のブランドの一つなんだよというところまで持っていきたいと思っておりますので、ぜひそのことにつきましても歩調を合わせるつもりはございますが、やはり先行しなければならないと考えております。

それから、その他の政策につきましては、担当課のほうから申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 町長が前から申しておりますけれども、うちのほうはササニシキにも力を入れていこうということで、ササニシキの特別栽培を確立していきたいという考えもございますので、農協さんとも相談をしながらその辺は進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 金のいぶきについてはこれから育てていくということで了解いたしました。ただいまのササニシキの復権ということでございましたので、ササニシキについてちょっと質問をしたいんですが、ササニシキの復権ですが、ササニシキの特性としてやはり疎植、晩期栽培、これがやっぱり欠かせないと思うんですね。これは県でも言っているんですけども、なかなか農家がそういうことを聞いてくれない。晩期栽培、疎植しないと、ササニシキは安定してとれません。私は14年間ササニシキだけをつくってきましたけれども、晩期栽培、疎植をすれば、ある程度ほっておいてもとれます。ただ、ほっておいてもとれるんですけども、食味値が上がらないとどうにもならないわけで、そういった技術的な支援というか、そういったことも農協と例えば改良普及センターですか、そういったところと一生懸命共同研究してプレミアム米というか、いわゆるプレミアム米というよりも超プレミアム米をつくって涌谷町の農業生産額を上げると。ぜひこういったことで努力してほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ササニシキ、私も農家でありまして栽培は、言葉は悪いんですけども、飽きるくらいやってきました。それで、ササニシキを皆さんは誤解しているんですよ。いわゆる私らが高校に上がった昭和四十二、三年ころまではまだ食糧は増産、増産の真っただ中です。いわゆる日本の農業というのは戦後、戦前からですが、いわゆる食糧危機の時代。増産、増産で来ました。いわゆる国内で足りない分を間に合わせよう、とにかく増産しようという、それが戦前生産量が1,300万トン、1,500万トンの米になってしまった。ところが、ある日を境に余ってきた。当然前から見えていたんですけどもね。それで減らせ、減らせと。これは土地生産性の逆モーションなんです。私は、農産物のみならず、国内でつくったものは国内消費から国際的な流通物にするべきだとうかがってきました。米価が今の値段で推移するのであれば、十分に輸出物産物として成り立つとそのように考えておりまして、これにつきましては、私の考えでございます。増産、増産の中でササニシキを作るようにしました。それで、そのとき金のいぶきにも入っております増産型品種、短稈徳重型の品種が入っている。これは超耐冷性の品種なんです。それをいながら増産に励んできました。しかし、これは

味が悪いと。それで、ササニシキの作付がふえたんですが、その増産型のシステムでササニシキを栽培したことにより、いわゆる軟弱型の稲になると。病気に弱い、倒れやすい。結果的に生産者は、ササニシキは作りづらからやめたということで激減しておる。一時、新潟のコシヒカリと宮城のササニシキが全国で覇を競った経緯がございます。しかしながら、新潟のコシヒカリが北海道から九州までであるというのはおかしいと私常言ってきました。先ほど申しましたが、宮城県の農地面積12万9,000ヘクタール。それで、新潟の農地面積が17万2,000ヘクタール。その5,000ヘクタールの差がありながら、なぜ新潟の米だけが全国にあるんだという考えでございます。

その中でやはりしっかりしたものを位置づけるためには、しっかりしたつくり方をしなければならないということで、今年度は金のいぶきを中心としながら、涌谷町のブランド米にしまいにしたいということで、特別プロジェクトに取り組みました。そしてまた、来年度はいわゆるササニシキのブランドをつくろうと。今、この条件でつくってくれということで農家を募っております。いわゆる肥料は、ササニシキを8俵とる気でいけば、堆肥の投入で済むというような私の考えでございます。それだけの米なんです。だから、ササニシキで10俵も12俵もつくるといことになりますと、私がさっきお話ししたような状況になる。ササニシキは8俵でたくさんです。そのつくり方をして特別栽培米としてのブランドをつくる。そして、市場での付加価値を高めるという作戦に来年度取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 町長に答弁いただきましたが、町長の考えは、大分私も似たような考えを持っているので、同調はできるんでございます。今、コシヒカリのことをちょっと町長はお話しされましたが、コシヒカリは農協と町と一緒に取り組んでブランドをつくったんです。だから、今、金のいぶきのこともおっしゃいましたけれども、やっぱり涌谷町と農協と一緒に取り組んでブランドをつくる、1年や2年でできることではないと思いますが、ぜひ成功させて、私も成功させたいと思いますので、その辺、研究しながら努力してまいりたいと思います。

次に、いつまでもこれをやっていると次に行かないので、畜産に参りますけれども、和牛の改良なんですけれども、結局改良の度合いをはかるのが今度の和牛能力共進会なわけなんですけれども、優良な種の人工授精をするわけなんですけれども、その支援などを考えられたらいかがかなと。どうしても涌谷町というよりもみどりの管内ですか、栗原管内、登米管内より平均単価が落ちると。ずっとここ何十年来、平均単価が落ちていると。やはり血統改良が進んでいないからだろうと。涌谷町は今回もその共進会の代表に選ばれなかったということも、それももしかしたらやっぱり原因があったのかなと私はずっと思っていました。ぜひ将来を見据え、和牛なんかも少なくなりつつあるんですけども、そういった事業を展開してはいかがかなと。

また、素牛導入なんかも、例えば鹿児島、宮崎とか、向こうの牛は、農協は積極的にやっているわけなんですけれども、もっと町も積極介入をして、和牛の系統の向上にかかわってはいかがかなと。そして、和牛のブランド化を進めたいなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 私も牛を飼ってまいりました。その点につきましては質問者と同様の考えを持っていて、行政、農協が相反する農政というのはありません。先ほどの金のいぶきにつきましても、生産主体をみ

どりのの涌谷の稲作部会、当然、畜産につきましても予防接種の予算をつけたり、導入に対する補助措置をしたりということによってやっておりますので、農政と行政がばらばらということはありませんという考えでおりますし、また、そのようにやってまいりました。

みどりのの牛が安いと言いますけれども、中にはあるんですね。大分改良されてきました。涌谷町の和牛生産者、子牛生産者の方々にも種雄牛を登録している農家もごございます。しかしながら、宮城県の基幹種雄牛として「茂洋」号、そしてその次の「勝洋」号という、系統でちょっとおくらせていますけれども、優秀な種雄牛を生産している農家もあるということをまずもってご理解いただきたい。

涌谷町の改良がおくらてきたというのは、私が分析した限りでは、町内に肥育農家が少なくない。子牛繁殖農家はたくさんいます。子牛繁殖農家は子牛を市場で売って終わり。ところが、それを買った肥育農家は、買って肉で出すわけですから。どの牛を買えばどういう肉ができるかということもしっかり頭に入っている。それで、どこを改良すればどうなるということもしっかり頭に入っている。登米あるいは栗原、さらに本吉、そしてまた、今回の第7区で最優秀をとりました仙南地区、いわゆる登米、栗原、本吉というのは肥育農家が多数ごございます。そして、県内で見ますと酪農農家もごございます。そういった経緯からやはり今回の候補牛の選考の一つの何と申しますかね、結果になったのかなとそう考えておまして、肥育農家は今大変でございまして、その辺のところも今回まで全国和牛能力共進会に向けていろいろな事業をしております。そして、今後はやはりいい牛をつくるには、それを生産する農家をより高度化するためということもございまして、肥育農家のほうもいろいろ考えてみたいと考えています。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 助成額とか、この金額で言うことではなくて、取り組みとして積極的にいろいろなことに関与していくという姿勢はまず求められるのかなということで、ますます研究していい結果を生むように努力していただきたいと思っております。

次に、園芸のことなんですが、これまでいろいろ町も農協も農家を指導してコネギだ、ミズナだ、ハウレンソウだという薬物とかそういったことでいろいろやってきたんですが、加温するハウスなんかでは、花勝山の佐藤さんというか、ことしマンゴーをつくったとかと新しい取り組みをする、そういった新しい取り組みをするときに、「ああ、そうですか」じゃなくて、何かそういった新しい取り組みをするときのいわゆる種代とかなんかの補助とか、そういったことは考えられないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 補助制度はないのかということもございまして、何と申しますかね、やはりある程度のロットに対しては恐らく町民の方々も補助制度に対しては納得するだろうと。それで、試験的なものに対してはどうなのかということもございまして、今のところはその試験的なものについてはまだ考えたことはなかったんですが、私も野菜もつくりました。ハウスもやりました。そのときに試験の種子が来るんですね、種子メーカーから。今度のマンゴーの苗木は、それはわかりませんよ。そういった形であれば、ロットが固まって産地と位置づけられれば、そういった業者のほうからこれで栽培試験してくれと、議員の中にも園芸農家はおりますけれども、そういったこともございまして、そういった情報を早く捉えながら試験種子の何と申しますかね、栽培の仕方、そしてそれをどのようにすればより量産できる、より高品質なものができるかということ

は部会を通じながらやっていけるものと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 試験種子のことは私も存じ上げてはおりますが、ただ、実績もないのにこれは試験種子は来ませんので、やはりそういったことで新しく取り組みたいんだということで農協なんかで相談に行ったら、だったらこういったことで何か一定の条件をつけて、それをクリアしたら新しい取り組みには何か指導をするんだよということで、やはり町としてのいわゆる援助する姿勢というか、育てる姿勢が大事かなと思うので、そういうときに県の農業改良普及センターがいろいろ米でも畜産でも園芸でも来るんだけど、そういったことをもっと活用したらいいのかなと。そうすれば、涌谷町の指導というか、いわゆる専門の指導員というか、県のほうは恐らくすぐれていると思うので、そういったことも活用してどんどん農業の振興につなげていけばなと思うんですが。

それから、最後というか、まとめといたしまして、そういった水稻、畜産、園芸なんかを通して毎年税務申告をするわけなんですけど、その税務申告のときに青色申告をしないと、今度NOSA Iでやる収入保険への対応ができなくなるので、そういった青色申告の助成というか支援はしていないんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 補助制度でございますが、決算書あるいは予算書を見ますと、園芸に対して助成制度がございます。そのところをよくごらんになっていただければと思います。

また、税につきましては課長のほうから説明させます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） 青色申告の助成といいますと、ちょっとその質問の意味がちょっとわかりかねるんですけども。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 質問が抽象的で申しわけなかったんですけども、青色申告については農協が青色申告会をつくって、税務署から指導員とか、あと税理士さんと呼んで指導なんかをやっているわけなんですけれども、農家自体に役場が青色申告の何か指導とかというのはなかなかできにくいと思うんですけども、農協がやっていることに、涌谷町というか名前は入ってくるんですけども、もっとそれも積極的に関与して青色申告会に対しての助成を出したりしてもっとその会員をふやすとか、そうしていけば農業経営に役立つんじゃないかなと思うんです。その点はどうなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 私は毎年申告書を自分でつくっております。どういったものかというのは、質問者は篤とご存じかと思いますが、青色申告を勧めるということにつきましては、普及センターあるいはJA、そしてまた、税務署のほうも勧めております。そういったいろいろなその取り組み事例を紹介しながらということにとどまるのかなと思っておりますし、なおかつその青色申告の特典といいますか、その有利な点については質問者もご存じかと思いますが、逆に行政が旗を振るということではなくて、例えばお願いしたいのは、常任委員会でそういうプロジェクトチームをつくって農家の税申告を指導するというのも必要かなと思います。その際には私たちも出る場面があるだろうと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番、3項めの「ハウス農家、園芸農家に新しい特産物をつくる指導をしては」という項目にできるだけ戻すような形の質問をお願いします。4番。

○4番（稲葉 定君） 特産物の新規開拓なんです、農家、農協だけでなく町もやっているんだよというような答弁はいただきましたけれども、これからほかにない特産物というか、それをぜひつくるために私たちも努力しますので、ぜひ町としても研究・取り組みをお願いしたいところなんです。

私どもの部落というか地区内ではニンニクの栽培も始めましたんですが、ぜひこういったことも町ではご存じないかと思うんですが、そういった特産物を目指そうとする動きはありますので、ぜひ支援などをお願いしたいと思います。

それでは、質問を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 答弁よろしいですか。

○4番（稲葉 定君） いや、その支援する用意があるかどうかは尋ねておきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 支援ということでございますが、ある意味なかなか、先ほど言ったかと思うんですが、いろいろな形で大勢の方にこれは当然だよなということになりますと、やはりある程度の栽培面積、生産者、そういったものがないと、ただ単にこれから始めるからどうかということについてはなかなか町民の方に理解してもらえない部分があるのかなと思っております。

一つの例を申し上げます。みどりの3農協は昔、旧籠岳、旧涌谷、旧黄金がございました。その際にそれぞれの各農協で野菜を生産して、ばらばらの出荷体制だったんですね。市場である程度の単価をとる、名前をとるためにはばらばらではだめなんです。それで、涌谷町全体を大きなロットとし、そういった形である意味評価されたんでございまして、余り大きな声で言えないんですけども、そのときの市場担当者は、それだけいいものをつくって、それだけの数量を安定的に出荷していただければ、売価格に一つプレミアムをつけましようとしていただくことがございまして、そういった市場の評価も高まる。やはり新しく始める場合は、自分だけじゃなくて、やっぱり大きな仲間をつくりながら皆さんに認めてもらう。そしてまた、その生産物なんですね。より広く市場に出回るような体制をとっていただければ、町としてもいろいろな考えはあろうかと思います。

以上です。

○4番（稲葉 定君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

12番鈴木英雅君、一般質問席に登壇願います。

〔12番 鈴木英雅君登壇〕

○12番（鈴木英雅君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しておりました一般質問をさせていただきます。

均衡のとれたまちづくり、町内大きく3地区あります。その3地区の特性を生かしたまちづくりの考えは、と題して質問させていただきます。

西地区では中心市街地、昨日、久議員のほうからこの中心市街地の件に関しまして質問がございました。そのような感じで中心市街地に関する質問はできるだけしないというか、西地区のこの中心市街地の件はきょう質問いたしません。

そして、東地区の活性化に対してと、あと箕岳地区の同じく活性化、そして箕岳地区に公民館がございますけれども、その公民館の充実についての質問をさせていただきたいと思います。

大橋町長が町長に就任されて2年が過ぎ、折り返し地点を迎えております。住民の力をかりまして今まで協働のまちづくりの施策を打ち出しながら一生懸命町政運営を行ってまいりましたが、まだまだ住民の方々からはなかなかよいという評価に値することはない、そのような考えを示している住民の皆さんもおります。いろいろな原因はございますけれども、近年、誰しもがおわりのとおり、全国的な少子高齢化に伴いまして人口減少、そして地域経済の低迷など、各地区の活力が衰退しているような状況でもございます。そういうような中で今こそ当町のほかの自治体にはない地域力を十二分に発揮しながら、活力のある、そして特徴のあるまちづくりを推し進めなければならない、そのような思いをしております。各地区の課題を住民の力をおかりしながら、行政と住民が補完しながらまちづくりをしなければと、そのような思いで住民の皆さんも心待ちにしているところもあります。

町内3地区、そして東・箕岳地区の活性化並びに箕岳公民館の充実した考えを、町長から1回目の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 12番鈴木英雅議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の均衡のとれたまちづくりについてでございますが、本町は涌谷町、元涌谷村、箕岳村が合併し現在の涌谷町が誕生しておりまして、現在はさまざまな特色がある3地区、西地区、東・箕岳地区に区分されております。

第3次涌谷町国土利用計画におきましても3地区の概要等を定めておりますが、今後はさらに町の一体感の醸成を促し、均衡のある発展に資するよう、地域間の連携や交流を深めるとともに、それぞれ地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくことが必要であると考えているところであります。

西地区におきましては、良好な農地の保全に配慮しつつ、居住並びに商業、工業及び流通業務地として適切な利用を図るとともに、中心市街地として活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいりたい、このように思っております。

東地区におきましては、黄金山工業団地の活用を初め、歴史的文化財などの保全、観光資源としての活用で

観光振興を図り、交流人口をふやすまちづくりを進め、さらに箕岳地区におきましては、里山的・田園的環境と景観の保全と農産業の活性化を図るとともに、箕岳山を中心とした信仰と歴史史跡に配慮しながら、健康づくりや余暇活動に対応できる保健、休養、観光、交流活動の総合的な機能を有する拠点として、人と自然が共生するまちづくりを進めてまいります。このことにつきましては第5次総合計画、さらに涌谷町観光振興計画にも位置づけさせていただいております。

なお、箕岳公民館の充実策につきましては、涌谷公民館との連携にさらに力を入れ、地域住民のよりどころとなるべく特色ある施設として地域の方々のお力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。今後につきましては、3地区それぞれの地域特性を踏まえて総合計画に掲げた施策を中心に推進してまいります。しかしながら、これらのまちづくりを進めるためには、町民の方々や各種団体の方々と力を合わせた取り組みが不可欠でございますので、町民の皆さんのご協力をぜひお願いしたいというふうに考えております。

今後とも町民懇談会やアンケート等でお出されたまちづくりに対する意見などを最大限に反映し、町民皆様とともに地域の特性を生かしたまちづくりを進めてまいりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻、特に地域における住民の方々とのコミュニケーションづくり、地域の盛り上げにご努力をお願いするよう申し上げまして、鈴木議員への回答といたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 12番。

○12番（鈴木英雅君） ただいま町長から1回目の答弁をいただきましたけれども、その答弁の中に「町民の力をかりながらまちづくりを進める」と。今までも確かに町民の力、住民の力をおかりしながらまちづくりを押し進めてまいりました。それは認めるところでございます。ただ、今まで住民の力をおかりしながら、いろいろ先ほどもお話しさせていただきましたけれども、施策を打ち出しながら、ある程度と言ったら失礼ですけども、町民の皆さんから認められるような事業も行っております。

ただ、今本当に厳しい情勢の中、いろいろ町のほうに要望等をしますと、財政的なこと、そして職員、マンパワー不足のこと、いろいろできない理由を挙げられておりますけれども、そういうときこそ住民の力そのものが需要ではないのかなど。よく言われます。「金ないとき、頭使え」とか。今そういう時期に差しかかっている大事な時期だと思います。

ちょっと脱線いたしますけれども、先日、総務産業建設常任委員会のほうで鳥取県と岡山県のほうに行政視察に行っていました。その2つの町、共通点がございまして。山合いの、本当に失礼な話、何も無いような町、そしてなぜ今全国からこのような視察が来るのか、職員の担当された方々からいろいろ説明をいただきました。そして、岡山県の奈義町では、町長さんから具体的にいろいろ施策を講じるための思い、そして施策を講じた結果、そして今現在の考えを伺ってまいりましたけれども、その両町は昔から林業、そして山合いでいろいろ産業を打ち出してやってはきましたけれども、住民の皆さんがこのような状況では町がなくなる、そして同時期に町のほうでもこのままでは大変なことになる、そして住民の皆さんにその大変さを理解していただきながら、住民の力をかりて現在がある、そのような話を視察中に伺うことができました。

私はいつも思うんですけれども、そういう厳しさがなかった当町でございます。あつてからでは本当に立ち上げるのに時間もかかりますし、住民にすごい負担もかけますので、そういう本当にどん底になる前に職員の皆さんはもちろんでございますけれども、住民の皆さんの最大限の力をおかりしながらまちづくりを押し進め

るべきではないかなと、そのような思いで今回質問させていただいております。

東地区には病院を核とした天平の湯、そして大型ショッピングセンター、県立高校の涌谷高等学校がございます。朝夕、病院に来る方々、そして温泉に入る方々、涌谷高等学校に通学する方々、下校する方々、多くの移動する人々を見ることができます。今そういうことを考えますと、本当に涌谷町の顔になっている東地区でもございます。東地区にも今度、先ほど町長も言いましたけれども、工業団地ができました。そういう工業団地なども核としてこれからますますにぎやかになる東地区だと思います。

反面、西地区は中心市街地、シャッター街、にぎわいも昔のようにございません。そして、篁岳もそのとおりでございます。農業の勢いはまだ篁岳地区には多少なりともあるようには見受けられますけれども、昔のように、子供たちの数も少ない、そして平成19年から適正規模、適正配置でありました中学校、そして2校の小学校が廃校になり、今新しく篁岳白山小学校、そして幼稚園は1園だけというような感じで、そのような状況でかなり住民の皆さんが憂えていることをお茶飲み話などで多く話が聞かれます。

そういうことも踏まえまして、これからなおさら住民の皆さんのお力をおかりしながら、先ほど町長が言いました、町政懇談会などもすると。その席で町長が描いている、そして第5次総合計画にもうたわれておりますけれども、協働のまちづくりを推し進めるためにぜひ皆さんのお力をおかしく下さいと。そして、どのようなことを、各地区ごとに話を確認していただいて臨んでいるものなのか、その辺の各地区である思いそのものを吸い取っていただきまして、住民の皆さんと一緒にまちづくりを推し進めていただきたい、そのような思いを持っていますけれども、その辺、改めて町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 各地が抱えている問題点につきましては、今質問者が述べられたとおりでございまして、特に今ちょうど折り返しを迎えました。2年間の折り返しを迎えましたところでございますので、この議会が終了いたしましたら、10月から11月にかけて地区における町政懇談会の開催を予定いたします。各地区3カ所、合計で9カ所を予定いたしておりますが、いろいろなスケジュールの都合で移動するかもしれませんけれども、その際に住民の方々からいろいろなご意見を頂戴してまいりたいと思っております。

特に篁岳地区におきましては、ただいま質問者がおっしゃいました学校の統合によるその空き施設ですね、小里幼稚園につきましては公募型で2回募集いたしました。まだ応じる方がおりませんので、これは早急に相手を見つけて、地域の方々が望んでいるような施設に向けて対処してまいりたいと思っております。なおかつ、小里小学校と篁岳小学校につきましては、地域の方々に活用方法を検討いただきながら、声を吸い上げて望む方向で解決できればと思っております。

それから西地区、今1回目の答弁で申し上げました。非常に恵まれた環境があると申し上げましたが、電車からおりて駅前に立ちますと、メインストリートがこのような状況でございますので、いずれかは手をつけなければならないんですが、それに向けての青写真確保にも中央通りの振興計画が出されましたけれども、そういった計画をもう一度振り返りながら、その将来に向けてのまちづくりも進めてまいりたいとこのように思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 12番。

○12番（鈴木英雅君） とにかく町長、住民の皆さんは待っています。住民の皆さん全員が本当に真剣になって

まちづくりをするのかと問い詰められると、ちょっと疑問なところもある方もおりますけれども、住民の本当の郷土愛というか、涌谷を本当に思い続けている住民の皆さんがおりますので、待っていますので、ぜひ住民の力をかりたまちづくりを推し進めていただければと思います。

そして、先ほど町長は言いましたけれども、本来ですと中心市街地の件は除こうかなとは思ったんですけれども、あえて町長の口から出ました駅前通り、あれは、やっぱりどうしても涌谷高校の生徒さん方が登下校で利用している歩道、そして歩道と車道、その辺を確認しますと余りにもかわいそうだ、そのような思いで常日ごろ見ております。その辺も計画を組んでいただきましてぜひ、せっかく涌谷町に来ていただいている生徒さん方ですので、安全の確保を考えていただいて改修を進めていただければよろしいのかなとそのような思いでございますので、その辺は計画性を持って実行していただきますようお願いいたします。

それと、あと箕岳の公民館でございますけれども、何度となくこの議場の中で箕岳公民館のあり方、話が出ております。今現在、箕岳公民館は一時期と比べますと、あの広い駐車場に車が職員の車だけということが結構あります。箕岳の中心です。そして、涌谷町にある箕岳地区でございます。私がこういう言い方をしますと失礼なのかもわかりませんが、余りにもかわいそうな、むごい、そのような思いで箕岳公民館の周りを通っております。早急に箕岳公民館に役場機能的な、例えば印鑑証明とかそういう重要書類をとれるような施設にしていればありがたいと思いますし、そして判断のできる職員も配置していただいて、もっと充実感のある役場機能を持った施設にしていればありがたいなど。

そして、先ほども言いましたけれども、どうしても財政的なもの、マンパワー的なもの、そういう話があっでできませんというような話がありました。そういうものも地域住民の皆さんの力をかりれば、多少なりともお金はかかると思います。そういうものは涌谷町内の3地区の一つ、そのような思いであれば多少なりとも財政負担はしようがないのかなとそのような思いもございますので、その辺、町長、大変なときにこういう話をさせてもらって申しわけないんですけれども、町長のきちとした思い、そして涌谷町の3地区の中の一つの箕岳、そういう思いを、町長の口から考えをお聞かせいただきまして、早急に箕岳公民館の充実した姿を見せていただければ箕岳の住民の皆さんも喜ぶと思いますけれども、その辺の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 箕岳公民館につきましては、質問者がおっしゃるとおりかと思っております。以前からもこの問題は出されてまいりました。この際、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、そのためにやはり利用する方々が最大限利用する、あるいは使いやすいと言いますが、どのような形であれば使いやすいのか、そういったこともご意見も聴取しながら、しっかりしたものに対応してまいりたいと思っております。いろいろ出されましたことにつきましては、今なかなか踏み切ることができなかったことにつきましてはおわび申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 12番。

○12番（鈴木英雅君） 今、町長から胸を張って箕岳の住民の皆さんに話を伝えられるような考えをお聞きいたしました。早速きょう帰りましたら、住民の皆さん何人かはちょっと確認はできませんけれども、報告させていただきます。いい返事をいただきました、そして町長の考えも本当にまちづくりを真剣に考えております。

籠岳の住民の皆さんの力をぜひおかりしたいということを強くお話いたしましたして、皆さんの納得をいただくような方向でこれからも籠岳住民の皆さんにお力をおかりするようなことを約束いたしましたして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎同意第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、同意第16号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 一般質問、大変ありがとうございました。

それでは、同意第16号 教育委員会委員の任命についての提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員櫻井 信氏は平成29年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き櫻井 信氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めらるるものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 資料はございますね。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたしますが、採決の賛否を問う際、起立者の確認がしづらい場合がございますので、確認を終えるまで時間を置いて着席なされますようお願い申し上げます。

同意第16号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第16号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ここで、議会の同意を得られました教育委員会委員からご挨拶をいただきます。

櫻井 信さん、ご登壇願います。

[教育委員会委員 櫻井 信君登壇]

○教育委員会委員（櫻井 信君） ただいまは選任同意をいただきまして、大変ありがとうございます。

思えば、1年半前に前任者の残任期間ということで、ここでご挨拶を述べたことを思い出しております。おかげさまでこの1年半、学校の適正配置の最終盤に立ち会わせていただくことができました。本当にありがとうございます。

そして、今回新たな任期に向けてご同意をいただきました上は、涌谷町の子供たち、非常に数としては心細くなってきましたんですが、それでもとても、私も週1回、放課後に学校にお邪魔をさせていただいておりますが、非常に活発でたくましい子供たちであります。先日の涌谷中学校の運動会を拝見させていただいた際にも、全員がグラウンドを力走する姿を皆様もごらんになったかと思います。こうした涌谷の宝、国の宝であります子供たちの教育環境を向上させるという意味でも、微力ではございますが取り組んでまいりたいと思います。

どうぞ皆様方のご理解とご協力をお願いして、ご挨拶といたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（遠藤稔雄君） ありがとうございます。

休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時05分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第49号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成30年4月1日から公共下水道事業と農業集落排水事業について、地方公営企業法の一部適用を行うに当たり、新たな条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案書2ページをお開きください。

議案第49号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例についてご説明申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、公共下水道事業と農業集落排水事業を下水道事業として地方公営企業法の一部を適用させようとするもので、公営企業会計を導入することで経営、資産等の状況をより的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上に取り組もうとするものでございまして、そのため今条例を今回制定するものでございます。

それでは、定例会9月会議資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

涌谷町下水道事業の設置に関する条例ということで、条文の1条から9条までにつきましてその条文の内容について説明をいたしております。

制定の理由といたしましては、本条例は平成30年4月1日から公共下水道と農業集落排水事業につきまして適用させるという内容のものでございます。

第1条につきましては、下水道事業の設置とその目的を規定しております。

第2条につきましては、地方公営企業法の適用範囲について定めております。

第3条につきましては、第1項が経営方針を、第2項が事業区域について定めております。

第4条は、予算で定めなければならない資産の取得、譲渡、処分について定めております。

第5条は、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない額を規定しております。

第6条は、会計事務の一部を会計管理者に委任すること及び範囲を規定しております。

第7条は、議会の議決を要するものを規定しております。

第8条は、第1項で業務状況を説明する書類を作成する期間と期限を、第2項で書類に記載すべき事項を、第3項でやむを得ない事故で期限までに作成できなかった場合の措置を定めております。

第9条は、条例の施行に関して、必要な事項を規則に委任できることを定めております。

議案書4ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

附則1につきましては、施行期日を定めております。施行期日は、平成30年4月1日でございます。

それでは、もう一つ、議会の定例会9月会議資料の条例案の新旧対照表3ページ目をお開きいただきたいと思っております。

ただいまの条例のうち、附則で定めるものにつきまして新旧対照表を作成しております。

附則2につきましては涌谷町課設置条例の一部改正で、第3条の（事務分掌）で上下水道課の業務である公共下水道事業と農業集落排水事業を統合して下水道事業としまして、現状に合わせて下水道と合併浄化槽に関することを所管事務といたすものです。

附則3につきましては涌谷町特別会計条例の一部改正で、第1条で定めた特別会計を法適用により廃止する

ものでございます。

附則4につきましては涌谷町下水道条例の一部改正で、本条例の第1条で下水道事業を設置することに伴い削除いたしますものでございます。

4ページ、附則5につきましては涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部改正で、第1条については下水道条例と同様、下水道事業を設置することに伴い削除するものでございます。第2条第1項4号、5号につきましても、設置に伴い削除するものでございます。第3条につきましては、本条例第3条第2項で事業区域等を指定していることから削除するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

附則6につきましては涌谷町農業集落排水事業分担金条例の一部改正で、本条例で集落排水事業の設置を規定することに伴い改正するものでございます。

それでは、もう一度、議案書4ページをお開きください。

第3条関係の別表でございます。これにつきましては、公共下水道事業と農業集落排水事業の計画区域等を定めたものでございます。

これによりまして、下水道事業は我々の生活に欠かすことのない大変重要なライフラインでございますので、今後とも公共用水域の保全と生活環境の向上を図るため、安定経営に向けて努めてまいりたいと考えております。この改正によりまして経理状況等が明確になるものというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。10番。

○10番（門田善則君） 今1点だけちょっと気になったのが、説明の中で「我々」という言葉を課長が言ったわけですが、ちょっとこの説明の中では不適切な感じに受けられたんですが、構わないのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 「我々」ということでございますが、大変申しわけございません。我々というわけではなくて、下水道事業を管理する者、職員ということでございます。訂正させていただきます。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第49号 涌谷町下水道事業の設置に関する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第50号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、7月1日から施行されたことにより、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 議案第50号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

本案は、マイナンバー制度の運用に関しまして第2号被保険者の配偶者や世帯構成員について情報連携により地方税関係情報を取得する場合は、別途その者の同意を得る必要があるとされていたところ、法改正により同意が不要となりましたので、町の条例を整理するものでございます。改正によりまして情報連携、庁内連携が円滑に行われるようになるものでございます。

新旧対照表7ページをお開き願います。

新旧対照表第16条中、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものでございます。これによりまして、第1号被保険者、第2号被保険者を合わせた形での運用になるというものでございます。

議案書6ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第51号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部が改正され、平成29年7月26日から施行されたことに伴い、条例において法令等の条項を引用している規定を整理いたそうとするものです。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書の7ページをお開き願いたいと思います。

議案第51号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部が改正されたことにより、条ずれを整理するために涌谷町町営住宅条例の一部を次のように改正するものです。

新旧対照表の8ページをお開きください。

51条関係で、（入居の承継）第10条中下線部の「第11条」を「第12条」に改める。

次に、（同居の承認）第11条中下線部の「第10条」を「第11条」に改める。

次に、（収入の申告等）第18条第2項中下線部の「第8条」を「第7条」に改める。

次に、（町営住宅建替事業に係る家賃の特例）第42条中下線部の「第11条」を「第12条」に改めるものです。

9ページの別記の表につきまして、町営日向住宅は平成20年度末で解体が完了したことから、今回名称と位置の項を削る改正となります。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第52号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、条例中において法令等の条項を引用している規定について誤りがありましたことから訂正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案書8ページをお開きください。

議案第52号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、昭和42年当時制定した際に参照の誤りがございましたもので、第5条の（議会の同意を要する賠償責任の免除）を規定するに当たり、準用する地方自治法第243条の2「第4項」の規定を「第8項」の規定に改正するものでございます。

なお、新旧対照表は10ページでございますので、ご参照願いたいと思います。

なお、地方自治法第243条の2第4項というものにつきましては、賠償の期限を定めているものでございました。第8項につきましては、賠償責任の免除ということで議会にかけべきものということでございましたので、そのように訂正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第53号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、議員の皆様もご承知のとおり、社会情勢等、消防団を取り巻く環境の変化などから団員数の減少が続いており、団員の確保が困難な状況であり、今後も大幅な増員が見込めないことから、定員数「350人」を「300人」に改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書9ページをお願いいたします。

新旧対照表につきましては、最後のページ11ページでございます。

本案は、ただいま町長の提案理由にもありましたように、涌谷町消防団条例で規定しております団員の定数を350人から50人減じまして300人にいたそうとするものでございます。

現消防団員につきましては、7月末現在で288人、うち女性消防団員が10名でございますので、実動団員といたしましては278名となっております。平成20年当時におきましては、女性消防団員はおりませんでしたが、323人の団員がおりましたので、男性団員を当時と比較いたしますと14.8%、45人の減というふうな状況になっております。

これまで団員の加入促進につきましては、退団される団員がいる際に補充するという形をとってまいりましたが、なかなか思うように補充がされないというふうな現状にあります。さらには、消防団員の損害補償や退職報償金に係る非常勤消防団員補償報償組合負担金におきましては、団員数割といたしまして1人当たり2万1,500円を条例定数の人数分支出しているため、今現在ですと存在しない約50人分、107万5,000円を今年度は支出することになります。

団員の加入促進の努力につきましては引き続き行ってまいりますが、今後も同水準で推移すると見込まれることから、現団員数に今後12名の増員を目標といたしまして、定員数300人に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） 常任委員会でも説明は聞いたわけなんですけど、ちょっと聞き漏らしたものですから質疑させていただきます。

350人から300人、言っていることはわかります。経費的なものも余分な分を支払わなければならないという部分で、こういった形にするんだという説明でありました。しかしながら、当初決めた時代の人口は恐らく多かったんだろうなと思います。そして、今現在は人口も減っていると。しかしながら、世帯数はふえているんですね。ということは、事故に遭う、火災を例にとれば、それに当てはまる戸数はふえていることになります。

それで、ちょっと心配されるのが、町民の安心・安全を守るために果たして本当に減らしていいものなのかどうか、それを確認したいわけなんです、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいま門田議員がおっしゃられるとおり、先ほど平成20年の数字をお話ししましたけれども、当時ですと人口が1万8,246人、世帯数が5,836世帯ですか、それで今現在は1万6,681人で世帯数は6,068ということで、人口は減っておりますけれども世帯数は増になっているということで、世帯数がふえているということにつきましては、やっぱり火災になる確率、リスクが高くなっているのかなど。その分、人口が減っていることにつきましては、地域の安全を守る団員さん、なり手が少なくなっているというふうな相反する部分がありますけれども、今現在、常備消防そのものについても随分整備されておりますし、今の現消防団員は280名おりますけれども、その人数でまだ支障を来しているところまでいっておりませんので、中には班の中で少ないところがありますので、そういったところを今後重点的に補充していきたいということで今回300人に改めようとするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第53号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第54号 平成28年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金7,593万8,645円のうち、3,500万円を減債積立金へ、4,000万円を建設改良積立金へそれぞれ積み立てし、93万8,645円については繰越利益剰余金として次年度へ繰り越すことについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第54号 平成28年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

ただいま町長が申しあげましたとおり、平成28年度の未処分利益剰余金につきましては7,593万8,645円となっております。これにつきまして、11ページのほうに未処分利益の計算書がございます。こちらをごらんいただきたいと思っております。未処分利益の金額につきまして7,500万円の処分をお願いするものでございまして、昨年に比べ金額が増額しておりますのは、資金繰りの関係で一度減債積立金を取り崩しておるためでございます。

処分の内訳は、減債積立金に3,500万円、建設改良積立金に4,000万円を充てるもので、債務償還及び将来の水道施設改築のために積み立てを行い、経営の安定化を図るものでございます。

なお、積み立て後の残高は、減債積立金 2億8,388万2,696円、建設改良積立金につきましては1億5,165万9,516円となります。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成28年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 平成28年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、報告第11号 平成28年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

平成28年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため対象となる数値がなく、実質公債費比率は11.4%で早期健全化基準の25%を大きく下回り、将来負担率は75.5%で同じく早期健全化基準の350%を大きく下回っております。資金不足比率につきましては、決算統計上の全ての企業会計において資金不足が出ていないため、資金不足比率についても数値が出ていないという状況となっております。

以上、対前年比較では悪化したものの、健全化基準内にありますことを申し上げ、報告といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 私のほうから数字の出ている部分について若干説明させていただきます。

健全化判断比率のうち実質公債費比率ですが、これは地方債の元利償還金が町の基準財政規模に占める割合で、一般会計のみならず公営企業会計、特別会計の公債費への繰出金、一部事務組合への公債費への負担金なども考慮した数字で、3カ年の平均をとっているものですが、平成28年度は11.4%となりました。平成27年度は10.1%でしたので、1.3ポイントの増加となりました。

将来負担比率は、将来支払っていく可能性のある公営企業会計、一部事務組合を含めた負担等の現時点での地方債の現在高を指標化したものですが、平成28年度は75.5%となりました。平成27年度は73.8%でしたので、1.7ポイントの増加となっております。

私からは以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、監査委員の審査意見の報告を求めます。遠藤代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 平成28年度財政健全化審査意見書について申し上げます。

議案書14ページでございます。

審査の結果について申し上げます。

（1）総合意見として、審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回り、健全であると認められる。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

平成28年度経営健全化審査意見書。

審査の結果について、（1）総合意見。審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見。資金不足比率については、法適用、法非適用のいずれの会計とも資金不足は発生していない。したがって、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番。

○6番（只野 順君） まず、企画課長に質問というよりも説明をちょっとしていただきたいんですけども、実質公債費比率11.4%と、あるいは将来負担比率が伸びているようでございます。総合計画の中で最初の数字

で実質公債費比率9.2%から始まって今後推移する状況で、今のところ監査委員さんも問題なしとはしておりますけれども、この推移の状況をどう判断して涌谷町の財政を安定的に運営していくのかという点でございます。

将来負担率も56.7%でございました、この中にありますけれども。それが75%になってきているので、人口減少によって若い世代が少なくなる、そういった中で涌谷町の将来の若い人たちに対する負担がふえるということも考えられますので、そういった点についてもお願いしたいと思います。

それから、財政力指数の分析なんですけれども、3年間の平均をとりまして0.34でこのところ推移してきていますけれども、今回0.36になっています。この0.幾らというのは非常に数字としては小さいようでございますけれども、60億円あるいは100億円に匹敵するこの事業を行っているわけですので、やはりこの点に関しても教えていただきたいというか、そういった意味で課長のほうに質問をいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 今、3点ほどご質疑をいただきました。

まず、では実質公債費比率の関係でございますが、今回は11.4%で、今後の見込みというんでしょうか、推移の試算はしております。公債費のピークとしましては、今年度あるいは来年度ということで、そちらのほうでピークというふうに今のベースでいきますと考えております。

ただし、平成32年度には黄金山工業団地の分4億円、そちらの一括償還がございますので、そのときには今6億円あるいは7億円前後で推移をしておりますけれども、公債費はそのときだけは9億円を超えます。そちらを勘案していくと、もう来年度は3カ年平均にしていきますと12.5%前後になるのではないかと。ただし、平成30年度以降は実際の公債費比率も減っていきますので、3カ年平均ということになりますと、そちらも減っていくというようなことで推移のほうは考えております。

18%というのが基準といいますか、そこからが国からのいろいろな規制等がかかってまいりますので、こちらの健全化法ですか、そちらにつきましては平成19年度、夕張の関係がございましてこちらが施行されたものでございまして、平成19年度のときには涌谷町は15.8%でございました。それが現在は11.4%ということで、そちらにつきましては、今現在としましてはよほどのことがない限りは公債費比率については大丈夫かなというふうに考えております。

財政力指数につきましては、こちらは1に近いほうがいいと。当然、交付税不交付団体につきましては1を超えているところはございますが、あるいは市レベルなると4を超えるというようなこともございますけれども、本町のこの規模としましてはこのあたりはいいところかなと。今後もこちらのほうは上がり下がりがあるでしょうけれども、ほぼこの形で推移をしていくのかなというふうに思っております。

将来負担比率でございますけれども、将来負担比率につきましては、こちらにもいろいろルール計算がございまして、決算としましては増にはなっておりますけれども、これにつきましては地方債現在高の減とか、あるいは公営企業等の繰出金等、分母と分子のやりとりではございまして、結果的にはこうなったということしか私のほうからは、その要因ということになりますと、分母のほうは標準財政規模となってきましたけれども、地方債現在高の減少はあるものの繰出金等がふえ、あるいは財源充当する財源が減少した等々でこのような結果になったと、分母のほうが減ってしまったというような結果でございます。

ちょっと済みません、雑駁な話になってしまいました。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 分析についてはいろいろな先生方の分析もありますから、今のところは大丈夫かなと思っておりますけれども、ただ、公債費の平成19年度に償還のピークが来て一度下がる状態になっているんですけれども、今、平成29年、10年たちましてまたふえるような状況になっていくのか。あるいは、この辺のところも判断しながら財政運営をしないとなかなか厳しいのではないかなと思いますけれども、その点についても一度お願いしたいと思います。

それから、さっき1個忘れましたが、経常収支比率の96.7%という数字が出ておりますけれども、その関連での今現在の状態を教えてくださいたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 経常収支比率はこの次の機会です。1問目の選定にもありませんでしたので、その辺でお願いします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 公債費につきましては、今1回目でお話ししましたとおり、来年度をピークとすればそこからは下がっていくと。あくまでも通常ベースということで考えておりますけれども、ただし、これから一組、大崎広域行政事務組合のほうの事業が入ってまいります。大抵、起債を打つ場合には何年間かの据え置きをして、それから償還が始まってきますので、5年据え置きとか、その後のことはちょっと今のところは予測が不明なところはございますけれども、今後5年間については今の形で少し借りることを少なくして、返すものを多くしていくということで現在高も減っていきますので、そういう財政運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、報告第12号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第12号の提案の理由を申し上げます。

本件は、涌谷町債権管理条例（平成28年度涌谷町条例第3号）第14条第1項の規定に基づき、町が放棄を決定した債権について同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書16ページをお開き願います。

本報告につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、涌谷町債権管理条例の規定に基づ

きまして債権放棄の状況を報告するものでございます。

なお、債権放棄につきましては複数の課にまたがりますので、この報告につきましては私のほうから説明させていただきます。

今回は、町営住宅使用料及び水道料金の債権にかかわるものでございまして、内訳につきましては16ページの表を見ていただきたいと思います。町営住宅使用料につきましては、債権放棄の事由が条例第14条第1項第1号の生活困窮に該当するという点で上の段になりますが、延べ人数で7人。なお、この表には載せておりませんでした。実人数で2人となっております。件数につきましては59件、金額の計が20万6,000円でございます。

次のページ、17ページでございます。

水道料金でございますが、条例の第14条第1項第4号該当につきましては、死亡によるものでございます。延べ人数で18人、実人数で2人となっております。件数が103件で、金額の計が164万3,320円となっております。下のほうにあります第5号該当といたしましては、失踪・行方不明によるものでございまして、延べ人数で8人、実人数は6人でございます。件数につきましては14件で、金額が54万6,530円。水道料金の合計といたしましては、延べ人数が26人、件数は117件で218万9,850円となるものでございます。

いずれも債権放棄の年月日につきましては、平成29年3月31日となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。

暫時休憩します。再開は2時5分といたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時09分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、再開いたします。

先ほど報告第12号の説明の中で資料に数値の誤りがございましたので、この点について総務課長より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、先ほど報告第12号で放棄した債権の報告をいたしたところでございますが、表記していた数字にちょっと誤りがありましたので改めさせていただきます。

議案書の17ページをお開き願います。

一番最後のページの前になりますけれども、水道料金におきまして一番上の段、条例第14条第1項第4号該当ということで金額が164万3,320円でございますが、カンマが2つになっておりました。大変失礼いたしました。

それから、計でございますが「218万9,530円」、私が説明したときの「218万9,850円」が正しい数字となりますので、訂正しておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。



◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、認定第1号 平成28年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 認定第1号 平成28年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についての提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年度涌谷町各会計の歳入歳出について決算が終了しましたので、決算書及び附属書類を添えてその認定を求めるものであります。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入決算額は81億9,271万6,000円、歳出決算額は75億6,509万2,000円となり、歳入歳出差し引きから繰越額を差し引いた実質収支額は2億7,554万5,000円となったところでございます。

まず、歳入におきましては、町税で、町民税においては米価の回復と経済政策の恩恵を受け始め、個人の所得が伸びたことにより増となり、固定資産税においては家屋の新築等により増、軽自動車税においては税率改正により増となったことから、全体では前年対比2.9%、4,327万9,000円の増となりました。

各種交付金におきましては、消費の落ち込みや国勢調査結果により人口減少となったことなどから減額となりました。

地方交付税におきましては、人口減少等により減額となりました。

また、国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費等負担金など、経常収入で増額となったものの、災害復旧事業諸拠出金や社会資本整備総合交付金に代表される臨時的収入で減額となったこと、県支出金につきましても、再生可能エネルギー等導入事業完了による補助金、農業関係の補助金及びスクールバス運行に対する補助金の減等により、国庫支出金では19.1%、県支出金では17.9%の大幅な減となったところでございます。

財産収入におきましては、各種基金の運用収入が伸びたことにより92.1%の大幅な伸び率となったところでございます。

繰入金におきましては、財政調整基金繰り入れで増額となったものの、平成27年度に廃止した庁舎建設基金繰入金がなくなったことや減債基金繰入金が減額となったこと等により15.8%の減となっております。

町債におきましては、学校統廃合に要する地方債で増額となったものの、借換債や黄金山工業団地整備に要する地方債が減額となったことから、40.4%の減となったものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

歳出全般において、平成27年度に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき事業を実施してまいりました。

総務費については、国の地方創生交付金を活用し、かがやく創業まちづくり研究所事業を展開し、涌谷ブランドの商品開発や地域資源発掘、人材育成を図ってまいりました。今回の事業に参加した方が新規起業しておりますので、地域活性化のためにもされた火を消すことのないよう推進してまいります。また、これにあわせて地域おこし協力隊を平成28年12月から1名委嘱しており、食にまつわる活性化を図ってまいりました。さきの事業等と連携しながら事業展開し、将来の涌谷町活性化に向けた基盤を築いてまいりました。

平成24年度から実施しております生菓を生かしたまちづくりでは、町内産のハト麦を使用したハト麦茶ペットボトル飲料の製造、販売を平成27年度に引き続き行いました。

町民バスにつきましては、これまで同様の運賃体系の6路線を運行し、震災被災者や申請のあった町内小中学校の児童生徒に対しては無料パスポートを継続交付するなど、通学時の安全確保と交通弱者の交通手段として大きな役割を果たしてまいりました。

次に、民生費についてでございます。

次期地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者プラン及び障害者福祉計画の策定に向けて住民の意見を反映させるため、住民アンケートを実施いたしました。

また、昨年に引き続き経済対策分として臨時福祉給付金の給付を行い、低所得者の消費税率引き上げのあく間、影響緩和を図りました。

障害者福祉につきましては、各種障害者自立支援事業等を実施し、障害を持った方々が日常生活を営むことができるよう支援してまいりました。また、涌谷町障害福祉計画に基づき、障害者の地域生活支援の拠点として社会福祉法人共生の森が進めております障害者地域生活支援拠点施設の整備に町有地を無償貸与するなどの支援を行いました。

次世代を担う児童福祉につきましては、少子化対策のための児童手当の支給とともに、子ども医療費の助成につきましては平成29年度から対象を年度末年齢が18歳までに拡大することといたし準備を進めてまいりました。また、多様化する保育ニーズに対応するため、幼保一元化施設さくらんぼこども園や涌谷保育園によるサービス提供を初め、民間での延長保育、子育て支援拠点事業及び低年齢児の受け入れに対して補助金を交付するなど、子育て支援の充実に努めてまいりました。さらに、小里・箕岳地区の放課後学童保育につきましては、小学校の統合に伴い、子供たちがより安全に利用できるよう箕岳白山小学校内への移設に着手いたしました。

衛生費について申し上げます。

第2次わかや健康ステップ21計画に基づき、継続して実施している減塩運動週間の定着活動に加え、たばこ、アルコール対策推進を重点テーマとし、町内事業所に出向いての活動や夜間男の健康応援講座を開催し、特に若い年代層の男性に自分の健康を振り返る機会を提供するなど、町民の健康づくりに努めてまいりました。また、特定健診やがん検診につきましては、節目人間ドックの助成対象者を拡大したほか、町の健康づくりの担い手である健康推進員協議会とともに特定健診等を推進し、疾病予防対策を継続的に推進してまいりました。予防接種につきましては、法に基づく定期予防接種のほか、おたふく風邪ワクチン等の単独事業を継続実施し、疾病予防に努めてまいりました。

環境衛生につきましては、ごみの3R化の促進として、民間事業者との協定により小型家電リサイクル事業を推進するほか、近年社会問題となっている空き家等対策として空き家バンクを開設し、問題解決に向けて第一歩を踏み出しました。

農林水産業費について申し上げます。

担い手育成総合支援センターを中心として、設備導入支援による園芸振興の推進、支援を継続し、経営所得安定対策推進事業やみやぎの水田農業改革支援事業など、農業の担い手に対する総合的な支援や安定した水田農業経営の確立に向けた支援に努めるとともに、食と農をテーマとした食の町民まつりの実施により地域活性化に努めてまいりました。また、農地整備につきましては、地域が共同で行う農村環境の向上活動等を支援する多面的機能支払交付金事業や県営圃場整備事業の推進を初め、出来川左岸上流地区基盤整備に向けて事業を展開してまいりました。

畜産振興については、優良雌牛保留奨励金など町単独奨励事業を継続実施するとともに、貿易事業に対する助成を行い、安心・安全な畜産物生産による経営の安定化を図ってまいりました。また、残念ながら、平成29年に開催される全国和牛能力共進会宮城県大会出品牛には選ばれませんでした。優良和牛生産地としての地位確立に努めてまいりました。

商工費について申し上げます。

町内中小企業者の経営安定を図るための振興資金融資事業を継続して行ったほか、黄金山町有地整備事業の推進や奨励措置の拡充を行い、企業誘致の推進を図り、年度末現在1社との協定締結となったところでございます。

また、観光振興の面では、平成29年度への繰り越しとはなりましたが、観光振興計画の策定に着手いたしましたところでございます。さらに、県内外のイベントに参加し、涌谷町の情報発信に努めてまいりました。

土木費について申し上げます。

町道整備につきましては、懸案事項であった生栄巻大橋改修事業に着手したほか、限られた予算ではありましたが、幹線町道を中心に維持管理に努めてまいりました。都市公園や公営住宅については、適正な管理に努めたほか、渋江災害公営住宅におきましては暴風フェンスを設置し、住環境の改善を図りました。

消防費でございます。

町民の安心・安全確保において重要な位置づけとなっております消防団を中心に各種訓練等の実施や自主防災組織の育成を行いながら、消火栓や防火水槽の計画的な整備や消防団員の確保など、防災対策の強化を図ってまいりました。

教育費について申し上げます。

学校教育につきましては、涌谷町教育基本方針に基づき、幼児、児童、生徒が生きる力を育むことを目指し、平成28年度におきましても引き続き志教育に取り組んでまいりました。篁岳白山小学校につきましては、皆様のご理解、ご協力を賜り、平成28年4月に仮校舎での開校となりましたが、本校舎が3月に完成したことにより第1回卒業生を本校舎から送り出すことができました。また、生徒の国際感覚の涵養を図るため、中学生を対象にアメリカサリナスで研修を実施し、見聞を広めてまいりました。

幼稚園につきましては、10月から南幼稚園での預かり保育を開始し、このことで町内全園での預かり保育の

実施となり、サービスの均等化を図りました。

生涯学習におきましては、開催する行事、事業については涌谷公民館を中心に実施してきたところですが、学校と地域の協働教育事業など積極的に地域へ出での活動も実施してまいりました。また、文化の保護、活用についても、日本遺産申請等、地域連携により取り組みも推進してまいります。

生涯スポーツにおきましては、涌谷町スポーツ振興計画に基づき各種事業を展開するとともに、相互型地域スポーツクラブの設立に向けてプレ大会を開催するなど準備を進めてまいりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は25億9,140万円、歳出決算額は24億8,969万3,000円となり、歳入歳出差し引き1億178万7,000円を翌年度に繰り越いたしました。

歳入では、国民健康保険税におきまして対前年度比0.8%の増加となりました。収納率につきましても、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体で0.59ポイントの増加で80.4%と好ましい状況となりました。今後ともさらなる収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳出でございますが、歳出総額の60%を占める保険給付費が対前年度比1.2%の減少となり、歳出全体では対前年度比5.4%減少したところでございます。保健事業費では、保険者に実施が義務づけられた特定健診の受診率は、さまざまな受診率向上対策の結果、暫定値で50%程度となる見込みでございます。また、早期の生活習慣改善を目指し町独自で費用助成しております20代、30代の方々を対象とした若年者健診は、対前年度比1.3ポイント増加しております。今後も、節目人間ドックの助成対象の継続とあわせて、被保険者の健康増進と疾病の早期発見、早期治療による生活の質の向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億6,147万8,000円、歳出決算額は1億5,962万3,000円となり、歳入歳出差し引き185万4,000円を翌年度に繰り越いたしました。

歳入につきましては、保険料と一般会計からの基盤安定繰入金と事務費繰入金となっております。収納率につきましても、対前年比0.17ポイントの減少で99.11%となりました。今後、一層の収納率向上に努めてまいり所存でございます。

歳出では、保険料と保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出しているところでございます。

次に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は132万3,000円、歳出決算額はありませんでしたので、132万3,000円を翌年度に繰り越いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

まず、汚水処理につきましては、許可区域面積307ヘクタールのうち89.9%の276ヘクタールの整備が完了いたしており、水洗化の状況につきましては、1,878戸、前年度比41戸増の世帯及び事業所が接続されている状況でございます。また、区域内の人口に対し水洗化率は65.3%、前年度比2.7%増となっております。普及PRの一環として県内、他の自治体に先駆け、マンホールカードを発行いたしました。下水道事業への関心を持っていただき、このことが下水道接続促進につながることに期待しております。さらに、町外からも1,000

名を超えるコレクターが来町しており、町全体のPRにも寄与しております。

雨水排水事業につきましては、江合川左岸地区の雨水調整池及び雨水排水路の整備が完成し、一定の効果が発揮できる状況ではありますが、さらなる対策として佐平治揚排水機場脇に雨水排水ポンプ場の整備に着手しております。また、江合川右岸地区につきましてはアルプス電気涌谷工場前の排水路整備を進めており、今後とも当該地区の浸水被害の軽減に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

篔岳中央、上郡、花勝山、生栄巻地区の区域内において393戸、前年度比6戸増の世帯及び事業所が接続されている状況でございます。また、区域内の人口に対し水洗化率は55.5%、前年度比0.4%増となっております。施設の長寿命化対策などの検討に入り、適正な維持管理に努めているところでございます。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、平成30年4月からの地方公営企業法の一部適用を見据え、鋭意準備を進めており、経営の透明化、健全化を図ってまいります。今後とも町民の皆様にご理解を賜りながら普及促進に努め、町域及び個々の生活環境の改善のため事業を継続してまいります。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は17億2,403万7,000円、歳出決算額は16億6,043万8,000円となり、歳入歳出差し引き6,359万8,000円を翌年度に繰り越いたしました。

歳入につきましては介護保険料が4.65%増加し、歳出では介護サービス利用者の増加に伴い、歳出総額の9割を占める保険給付費が対前年度比3.54%増加しております。歳入総額では対前年度比3.47%、歳出総額では1.62%増加となりました。

地域支援事業につきましては、介護予防事業としてかるがーるプラザや脳力アップ倶楽部などを開催するとともに、地域での運動広場に講師派遣を行い、自主開催の支援をいたしました。

包括的支援事業といたしましては、高齢者や障害者の総合的な相談や訪問調査を実施するとともに、虐待や権利擁護に対応してまいりました。また、引き続き東北大学と共同で認知症リスク調査事業を実施し、軽度認知機能障害と判定された高齢者を訪問し、服薬管理や早期治療に結びつけ、認知症や生活習慣病の重症化の防止に努めてまいりました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水状況といたしましては、1.3%減の133万立方メートルとなりました。建設改良につきましては、老朽管更新工事として新町地内を実施するとともに、黄金山地内、北田地内、古清水地内、笠石山地内、八方谷二地内、杉の沢地内の配水管及び送水管布設工事を実施し、管路整備に努めました。また、福沢地内の濾材等の交換工事を行い、施設の維持管理に努めたところでございます。

収益的収支につきましては、総収益では前年度比1.1%減の4億2,399万7,000円となり、総費用につきましては前年度比1.9%減の3億8,292万5,000円となり、4,107万2,000円の純利益を生じたところでございます。これによりまして、前年度繰越利益剰余金16万3,000円と4条収支の不足額に係る補填財源として取り崩した減債積立金3,473万3,000円を合わせた未処分利益剰余金は7,593万8,000円となったため、3,500万円を減債積立金に、4,000万円を建設改良積立金に積み立てするものとし、残額の93万8,000円は未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越したいとしますのでございます。今後とも安全で安心な水の供給に努めるとともに、なお

一層の健全運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。

患者数は、入院患者数延べ3万5,614人、1日平均97.6人、また、外来患者数は延べ5万3,590人、1日平均220.5人で、前年度と比較し入院患者数が3,118人、9.6%の増となり、外来患者数は5,487人、9.3%の減となっております。収益的収支につきましては、総収益20億344万6,000円、総費用21億3,239万7,000円となり、純損失1億2,895万1,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処理欠損金として10億2,814万2,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

病院事業につきましては、常勤医10名及び東北大学病院等の協力医療機関の支援により診療体制の確保に努め、多様化する診療ニーズに対応するため平成29年3月には眼科の手術機器を整備いたしました。平成28年4月からは涌谷町地域包括ケアシステム構想の支援機関として地域包括ケア病床を9床設置し、安心して退院していただけるよう支援を行っているところでございます。また、健診センターによる町内全地区を対象とした特定健診、特定保健指導など継続してサービスの向上に努めてまいりました。大崎市民病院や石巻赤十字病院との連携強化や在宅患者の定期的な受け入れを実施し、入院患者が前年度に比べ増加したものの、呼吸器内科医の退職等もあり、外来患者が減少し、赤字決算となったものでございます。今後の病院事業につきましては、管理者であるセンター長との協力のもと、医師を初めとする医療スタッフの確保を図り、収支の黒字化が実現されるよう努力してまいります。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数は延べ2万8,676人、1日平均78.6人、通所者数は延べ1万916人、1日平均35.0人と、前年度と比較して入所で220人、0.8%の減、通所で268人、2.4%の減となりました。収益的収支につきましては、総収益4億8,625万6,000円、総費用4億9,940万3,000円で、純損失1,314万7,000円となり、前年度繰越欠損金、その他未処理分利益剰余金変動額と合わせ、当年度未処理欠損金として1億3,805万8,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

老人保健施設事業会計につきましては、満床に近い入所者数を維持しておりますが、介護スタッフの確保や処遇改善を目的とした任用替えの実施により給与費等が増加し、赤字決算となっております。今後の老人保健施設事業につきましても、管理者であるセンター長との協力のもと、介護スタッフの確保を図るとともに在宅復帰支援施設としての役割を担いつつ関係機関と連携強化を図りながら、介護の質の向上、そして施設利用における安心度の向上を目指し、利用者及びご家族に喜ばれるような施設運営に努めてまいります。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者数は、訪問看護で延べ3,330人、1日平均12.5人、訪問リハビリで延べ3,627人、1日平均14.9人となり、前年度と比較し訪問看護で142人、4.5%の増、訪問リハビリで5人、0.1%の減となっております。収益的収支につきましては、総収益5,817万4,000円、総費用5,532万5,000円で、純利益284万9,000円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ当年度未処分利益剰余金として3,984万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

訪問看護ステーション事業につきましては、平成28年10月から利用者のサービス選択の幅を広げるため、看護師による訪問看護の土曜営業を開設いたしました。また、24時間緊急連絡体制を継続して実施し、利用者の

要望に応える体制を整えており、黒字決算となっております。今後も管理者であるセンター長との協力のもと、各医療機関等への働きかけも含め在宅医療、在宅介護を必要とする新規利用者の確保や利用者のニーズに応えられるよう努めてまいります。

以上、各会計の決算の状況を申し上げます。よろしく審査をお願いします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 続いて、監査委員の監査報告を求めます。遠藤代表監査委員、お願い申し上げます。自席でお願い申し上げます。（「登壇しなくてよろしいんですか」の声あり）どうぞ、その場で。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 議長の許可が得られましたので、自席で報告申し上げます。

平成28年度涌谷町一般会計及び各種特別会計6会計に係る決算審査報告書を朗読をもってご報告申し上げます。

審査の対象。（1）平成28年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類。（2）平成28年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。（3）平成28年度各種基金運用状況。

2、審査の期間。平成29年7月7日金曜日から7月24日月曜日まで、実質審査期間10日間。

審査の手続。平成29年6月2日、審査に付された平成28年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点を重点に審査を行った。（1）決算の計数が正確であるか。（2）予算の執行が適切に行われたか。（3）財政運営が適正かつ健全に行われているかなどに主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意しながら帳票、証拠書類を精査し、例月出納検査、定期監査等における留意事項について責任者及び関係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施した。

4、審査の結果。（1）審査に付された各会計決算の計数は、正確である。（2）予算執行の内容は、適正妥当と認めるものである。（3）財政運営は、おおむね適切に運営されていると認めるものである。（4）基金の管理、公有財産の管理については、おおむね良好と認めるものである。

5、決算の概要。各会計の決算数値は次ページのとおりである。数値については、各会計実質収支に関する調書からの転記である。その他の本文中の数字は単位未満四捨五入を基本としているが、各会計の差し引き額等に合わせるために調整している部分がある。

3ページ目。表については、全体について朗読しませんので、後でご参照いただきたいと思います。

当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ると、歳入81億9,271万6,000円に対し歳出75億6,509万2,000円で、歳入歳出差し引き額は6億2,762万3,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源3億5,278万円を差し引いた実質収支は2億7,554万5,000円となり、黒字決算となっている。特別会計の決算総額は、歳入51億1,187万9,000円に対し歳出は49億2,661万8,000円で、歳入歳出差し引き額は1億8,525万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源135万8,000円を差し引いた実質収支は1億8,389万9,000円となり、黒字決算となっている。決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入では8.8%減少、歳出でも9.4%減少し、特別会計の歳入では4.3%減少、歳出でも5.3%減少となっている。

財政分析の主要財政指標の推移は、次表のとおりであります。

主要財政指標の数値を見ると、実質収支比率が5.7%となり、適正な範囲とされる3から5%上回っている。

これは、余剰金が多額に発生したことを示しているが、平成27年度から繰り越された黄金山工業団地に係る下水道整備事業が中止となり、歳出がなくなったことにより財源のみが残ったことが原因である。実質公債費比率については11.4%と前年度と比較し1.3ポイント上昇しているが、早期健全化基準を下回っており、当町の財政状況は比較的安定しているものと言えます。しかし、経常収支比率においては、望ましいとされる75%以下を大きく上回り、平成25年度からは90%を超過し、当年度は病院事業に対する負担金や大崎広域行政事務組合に対する負担金における経常経費の減少により94.7%となり、前年96.9%より改善したものの、平成27年度借入金の満期償還地方債に係る減債基金の積み立て等によって高どまりしており、依然、財源が硬直化している状況にある。財政運営において中長期の財政計画に基づいて運営されるべきであり、常に財政分析指数のチェックをし、健全にして効率的な行財政の運営に努められるよう望むものであります。

財政を考える上で、町の基盤としての人口は次表に掲げるように年々減少傾向にあります。

(1) 一般会計。本会計の収入割合及び支出割合は、附表2及び附表3に示すとおり、歳入は調定額に対して98.5%、歳出では予算現額に対して87.6%であった。また、翌年度へ繰り越した額は6億5,771万1,000円あります。財政の状況は次表のとおりであります。

ア、歳入の概要及び意見。歳入総額は81億9,271万6,000円で、前年度より7億8,765万4,000円の減額であった。主に、町税の増額があったものの、県からの交付金関係及び地方交付税、国県支出金、町債等の減額が影響したものであります。自主財源全体は27億2,127万1,000円で、総額に占める割合は33.2%となった。うち町税は前年度より4,327万9,000円、2.9%増の15億1,507万6,000円となり、歳入総額に占める割合は18.5%、昨年度は16.4%でありました。対前年度比2.1ポイント増となった。町民税の動向は、個人町民税で米価の回復と経済政策の恩恵を受け始め、個人の所得が伸びたことにより均等割で1.7%、所得割で2.4%増となった。法人町民税では、事業所新設等により微増となったものでございます。前年度と比べた収納率は、町民税が0.9ポイント増の96.2%、固定資産税が0.7ポイント増の91.2%、軽自動車税は1.1ポイント増の92.2%であった。町税等の収入済額、収納率ともに微増ではあるが向上したのは喜ばしいことである。今後とも県地方税滞納整理機構との連携など、徴収率向上に向けた努力に今後とも期待するものであります。

イ、歳出の概要及び意見。歳出総額は75億6,509万2,000円であり、前年度より7億8,770万4,000円の減額であった。予算執行及び事務執行については、部門ごとに要点を述べます。

(ア) 議会費。本部門は、歳出総額9,583万3,000円で対前年度比13.9%減、執行率98.5%であった。構成比は1.2%であります。

(イ) 総務費。本部門は、歳出総額11億7,346万5,000円で対前年度比9.0%減、執行率は98.1%であった。翌年度繰越額は682万3,000円あります。構成比は15.5%であります。

①人件費については、前年度と比較して3,503万4,000円減の12億7,884万9,000円となった。

②定員管理適正化計画では、平成29年4月1日の計画328人に対し335人の実績となり、平成33年度目標の337人に迫っている。普通会計では159人（前年比4人減）、企業会計では看護師、介護福祉士等が補充され176人（前年比11人増）であった。一般職員については、類似団体の職員数と比較すると8人減であり、増員が必要であるが、経常収支比率とのバランスもあり厳しい状態である。その中で、現存の職員の資質を上げることが重要であり、そのために適正な人事評価と職員の積極性を引き出すこと、その機会を設けることが

大切であります。人事管理について本年度においても各課の開き取り調査においてマンパワー不足を感じた課があり、人員の確保、適正配置、適材適所に十分に配慮されたいと思います。

③ふるさと納税は貴重な魅力ある財源であるので、返礼品についてはより工夫され、効果が上がるよう努力されたいと思います。

④職員研修事業については、職場内外研修を実施しているが、職員の能力開発と人材育成に必要欠くべからざる事業であるので、研修内容を工夫し、充実した研修の実施に期待いたします。

⑤第4次行政改革大綱最終年の達成率71.6%は余り高いとは言えないので、第5次に今後の努力を期待いたします。

⑥公有財産管理について、財産に関する調書により抜き取り調査をしたが、遊休資産と見られる箇所もあった。これらにあっては、近々活用の見込みのないものなどは塩漬け化しないためにも、検討の上、換価できるものはすべきである。また、行政財産にも管理不十分と見られる箇所があるので、しっかりと管理をなし、有効活用すべきであるので、そのための財政的処置を検討されたいと思います。

⑦指定管理業務で健康文化複合施設（天平の湯）の利用者数に改善傾向が見られるのは喜ばしいことである。今後も業務の完全遂行のためにもモニタリング等の徹底を望むものでございます。

⑧十文字学園女子大学友好交流事業において、十文字大元顕彰特待生制度の募集をしたが、当年度も応募がなかったのは、今後の十文字学園との交流を考えると大変憂慮される事態である。募集対象を涌谷高校に限らず涌谷在住の高校生とすることを検討すべきであります。

⑨昨年、生薬まちづくりの会への自立を促したが、検討成果が見えないので、今後もさらなる検討、改善を求めるものであります。

⑩平成29年度2月の定期監査で上地区・中地区コミュニティセンター施設管理を指定管理者によらない手法の検討を指摘したところ、次期指定管理者協定更新時には違う手法による施設管理の検討を行っていることを確認した。このことは、事業の一步前進となる改善ととるが、今後も適正な施設管理にさらなる努力を望むものであります。

⑪納税貯蓄組合については、納付額の減少傾向が続くが、納税意識は高いと見るので、今後は組合とのあり方の検討をされたい。

⑫窓口業務は町民との接触が多く、来庁者の多くは町行政と触れ合う第一歩となるセクションであるので、接客には十分に心配りを望むものであります。

（ウ）民生費。本部門は、歳出総額19億2,146万5,000円で対前年度比2.1%増、執行率は95.7%であった。翌年度繰越額は5,496万8,000円である。構成比は25.4%である。

①社会的弱者支援事業の窓口であるので、その接客対応には十分な心配りをされたい。

②地域福祉活動推進事業について、地域で行われる保健福祉活動に対する支援活動は他課との連携を持ちながら推進されており、効果を上げているので、今後も継続に努力されることを望みます。

（エ）衛生費。本部門は、歳出総額10億5,956万7,000円、対前年度比6.3%減、執行率は98.3%であった。構成比は14.0%であります。

①減塩教室を初め各種健康に関する事業の効果は出て、住民も期待しているので、今後も他課とも連携し、

継続して事業推進に努力されることを望むものであります。

②健康管理に重要な事業である各種検診事業の受診率向上に今後も努力されることを望みます。

③平成29年2月に空き家バンクが設立され、空家等対策事業がスタートしたが、賃貸売買等とそれ以外の特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法）の対策とともに事業内容を検討され、さらなる努力を期待するものであります。

④平成28年10月の定期監査で指摘した尾切サイホン清掃事業補助金については、現地調査や実績報告内容等について充実すべき指導を行っており、その検討、改善の姿勢を評価するものでございます。

⑤じんかい処理費については、排出量、じんかい処理費負担金ともに減少していることは、分別収集の徹底を初めとする不断の努力の成果と評価する。また、「全国おいしい食べ切り運動ネットワーク」に加入し、その趣旨である「宴会五箇条」等の普及に努めた成果と認めるので、今後ともごみ排出の減量に向けたさらなる努力を望むものでございます。

⑥合併浄化槽設置整備事業は地域の水洗化率向上に有効な手段であるので、今後も普及に努力されることを望みます。

⑦医療福祉センター施設管理にかかわる省エネ対策の効果は、昨年に引き続き効果が顕著であるので、今後も努力を怠ることのないよう期待いたします。

⑧看護師等奨学資金貸付事業において償還に滞りが見られたので、適切な処置を望むものです。

⑨世代館、研修館の指定管理者への対応については、経費節減、施設の利活用の向上等に効果が出ていると見たが、今後とも業務報告のチェックや日常の業務実施状況のモニタリングの徹底と指定管理料の算定と支払い方法にさらなる改善を望みます。

(5) 農林水産業費。本部門は、歳出総額4億8,929万8,000円、対前年度比4.2%減、執行率99.0%であった。構成比は6.5%であります。

①農地法等、農業者年金加入促進事務等は、適切に処理されております。

②耕作放棄地対策については、微減ではあるが減少傾向にあることは委員会の努力の結果と認めるものであります。

③農業委員会名で一般社団法人涌谷町地域振興公社の会員に加入しているが、加入資格に疑問を感じるころであります。ただし、審査の際に委員会事務局等々と協議の過程で委員会においても会員としていることがいかかかということで、現在、脱退のための検討をしていることを聞き及んでおります。

④農業を基幹産業とする我が町の農業施策としては、その多くは国、県の補助事業と継続事業であり、昨年に引き続き政策的目玉がない。今後は農産物の産地間競争が激化してくることは論をまたないので、今こそ特産品づくりと差別化された農産物を模索すべきときと思われるので、十分な検討をなすべきときであるので、検討を望みます。

(カ) 商工費。本部門は、歳出総額2億256万9,000円で対前年度比44.6%減、執行率は27.8%であった。翌年度繰越額は2億4,630万2,000円である。構成比は2.7%である。

①中小企業融資関連事業は、各年度においては増減があるが、利用企業にとっては貴重な財源であるので、利用企業の立場に立って事業推進に当たられたい。

②企業誘致については、黄金山工業団地が平成29年度に完成し、年度内に1社の進出は決定しているが、今後は団地への企業誘致にはさらに町長を先頭に強力な誘致活動が必要と思われるので、今後に期待いたします。

③桜管理事業について、公園以外の街路樹等の桜を管理しているが、一部に肥切れが原因と見られる病虫害木が見受けられるので、専門家の意見を聞くなどして適切な管理を期待いたします。

(キ) 土木費。本部門は、歳出総額4億1,639万円、対前年度比17.0%減、執行率は55.4%であった。翌年度繰越額は3億2,907万3,000円である。構成比は5.5%であります。

①住宅使用料滞納処理問題については、滞納額が高額になりつつあるので、その処理については徴収の工夫と債権管理条例の活用も検討すべきであり、滞納額圧縮のための事務の見直しと改善を望みます。

②公園管理事業（中央公園、城山公園）の管理業務は、適切に管理されております。

③東地区市街地排水管理事業補助のあり方は平成28年10月の定期監査で指摘したが、事業量、内容、補助率、補助金額ともに精査すべきである。また、関係課と協議し、農林振興課に一本化の検討を指摘してあるが、検討の経過が見えないので、今後の検討、改善を望みます。

④町道維持補修新設改良においては、今年度も要望に対する対応は完全ではなかったが、今後とも要望に対応すべく努力を望みます。

(ク) 消防費。本部門は、歳出総額2億7,928万1,000円、対前年度比3.2%減、執行率96.6%であった。翌年度繰越額は660万円である。構成比は3.7%であります。

①非常備消防団員の確保のために、地域の住民との話し合いの場を持ち効果を上げた例もあるので、今後地域に出向き情報の共有を図り、団員確保に努力されたい。

②防災無線難聴地域の解消については、難聴地域の把握を明確にし、対処方法を早急に確立されることを望みます。

(ケ) 教育費。本部門は、歳出総額10億8,786万4,000円、対前年度比4.5%増、執行率は95.7%であった。翌年度繰越額は1,175万8,000円である。構成比は14.4%である。

①奨学資金、給食費未収については、他課との情報共有が必要と感じる。債権管理条例の活用をも検討し、今後とも回収の努力を望みます。

②以前からの課題となっていた学力向上については、本年度もその努力の成果が見えないのは極めて残念であるので、その手法の検討と改善を望みます。

③いじめ問題については、今のところ表には出ていないが、いじめ防止対策推進法の施行後、数年経過するが、当町における処置に遺漏がないか見えないので、検討の上、改善を望みます。

④給食センターにおいて地場産品の使用は児童生徒の食育指導の面と地域農業の活性化に有効であると思われるので、今後も地場産品活用に期待いたします。

⑤昨年、所管する施設の指定管理制度活用の検討を指摘したが、深い検討がなされたとは感じられなかった。今後は十分な検討、改善を望みます。

⑥文化財関係について、史料館収蔵庫を現地調査したが、収蔵品が整然と整理されており、適切な管理状況でありました。今後は修理などの必要なものへの対応に万全を期し、後世に伝える手段であるので重要施策

として対応に遺漏なきを望みます。

⑦総合型スポーツクラブへの補助金が体育協会を通し支出されているが、好ましくないので、直接支給にすべきと思われるので、検討、改善を望みます。

(コ) 災害復旧費。本部門は、歳出総額124万2,000円、対前年度比99.5%減、執行率は36.2%であった。翌年度繰越額は218万7,000円であり、構成比は0.0%でありました。

(2) 国民健康保険事業勘定特別会計。本会計は、歳入総額25億9,148万円、歳出総額24億8,969万3,000円で、歳入歳出差引額1億178万7,000円の黒字計上である。その結果、財政調整基金の現在高も3億1,339万4,000円を確保し、会計内容、基金ともに健全でありました。

歳入状況を見てみると、国保税は対前年度比0.8%増の4億3,484万4,000円であった。収納状況は、現年度分3億9,457万7,000円で収納率90.8%、滞納繰越分4,026万8,000円で収納率38.9%、全体の収納率は80.8%(前年度80.3%)となり、対前年度比0.5ポイント増であった。また、退職被保険者の減少による療養給付費等交付金や基金取り崩しが減額したことにより、歳入全体で25億9,148万円(対前年度比4.4%減)となった。

歳出については、6割を占める保険給付費の減少に対し、一般被保険者に係る高額療養費が大きく増加したことにより、歳出全体で24億8,969万3,000円(対前年度比5.4%減)となった。

本会計は、健全に運営され、事務も適切に処理されている。国民健康保険の県単位化には遺漏なきよう対応されたい。

(3) 後期高齢者医療保険事業勘定特別会計。本会計は、歳入総額1億6,147万8,000円、歳出総額1億5,962万3,000円で、歳入歳出差引額185万4,000円の黒字計上である。運営は、県内全市町村が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合で運営されている。会計は健全性を保っています。

(4) 宅地造成事業特別会計。本会計は、歳入総額132万2,000円、歳出総額ゼロ円、歳入歳出差引額は132万2,000円の黒字計上であります。

(5) 公共下水道事業特別会計。本会計は、歳入総額5億214万円、歳出総額4億8,944万2,000円で、歳入歳出差引額1,269万7,000円から翌年度へ繰り越すべき財源として138万5,000円を除き、実質収支1,133万9,000円の黒字計上であった。歳出における執行率は88.2%であります。

本事業は、接続率が80.8%、対前年度比0.3ポイント増、水洗化率も6割を超えており、財政的にも建設費以外の運営費に対する繰り出しは行われていないことから順調に推移していると認められる。

①会計の健全化のためにも加入促進にさらなる努力をされ、接続率向上に努めてほしい。

②会計の企業会計への移行に万全を期されたい。

(6) 農業集落排水事業特別会計。本会計は、歳入総額1億3,142万2,000円、歳出総額1億2,742万2,000円で、実質収支399万9,000円の黒字計上である。歳出における執行率は98.6%である。農業集落排水事業の接続は6件であった。

①会計の健全化のためにも、加入促進にさらに努力され、接続率向上に努めてほしい。

②会計の企業会計への移行に万全を期されたい。

(7) 介護保険事業勘定特別会計。本会計は、歳入総額17億2,403万7,000円、歳出総額16億6,043万8,000円で、歳入歳出差引額6,359万8,000円の黒字計上であり、会計内容、基金ともに健全でありました。介護保険

料は、対前年度比4.6%、1,436万2,000円の増で3億2,334万3,000円、収納率は97.9%（昨年は98.2%）であった。歳出においては、サービス受給者数の増加があり、保険給付費全体が3.5%、5,234万5,000円の増となった。本会計は健全に運営され、事務も適切に処理されております。

まとめといたしまして、各会計の事務処理及び執行率ともにおおむね適切に処理されているが、款項目において不用額が散見されるので、適宜、減額等の処理を望みます。各課の決算資料及び成果表については、3カ年程度の比較検討できる資料の提示を示唆する意見を述べたにもかかわらず、一部の課ではかなえてもらわなかったのは大変残念であります。それぞれの課において検討され、改善を望むものでございます。

負担金、補助金のあり方については、平成28年10月定期監査において数件の改善を指摘したが、平成29年度事業に改善及び検討された形跡が一部を除きなかったのは大変残念であるので、さらなる検討を行い、改善を望むものでございます。

公債権及び私債権滞納処理問題については、平成28年度から債権管理条例の施行により整理が進行するかと期待したが、条例活用は一向に進んでいない。条例活用の手法の一つとして、関係各課で情報交換組織を立ち上げ、徴収担当を一元化することも考えられるので、検討を望むものであります。

厳しい財政運営の中での不良債権の早期回収は、財源の確保と負担公平の原則の見地から見ても重要と思うので、早急に対応されることを望みます。

メンタルヘルスにかかわる病欠者が数多く見られたが、この問題は人事管理上も大きな問題であるが、その対応にはいささかならず疑問を感じた。対応すべきシステムはあるが、実際機能しているかは定かではないと感じた。ストレスチェックの結果などの活用法や安全衛生管理者の外部委託や産業医の活用などを検討し、改善を望むものであります。

以上で一般会計及び各種特別会計普通会計を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） ここで、1時間延長しておきます。

休憩します。再開は3時35分といたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時35分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開いたします。

代表監査委員、引き続き報告をお願いします。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 平成28年度涌谷町水道事業会計、涌谷町国民健康保険病院事業会計、涌谷町老人保健施設事業会計及び涌谷町訪問看護ステーション事業会計に係る決算審査報告書を朗読をもって報告いたします。

審査の対象。平成28年度涌谷町水道事業会計決算。平成28年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算、平成28年度涌谷町老人保健施設事業会計決算、平成28年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算。

2、審査の期間。平成29年6月6日、7日、8日。実質審査期間3日間。

3、審査の手続。平成29年6月2日、審査に付された平成28年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係、諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき、下記の点に重点を置き、通常行われる審査手続で実施した。

4、審査の重点事項。水道事業会計。給水状況、イ、工事の概要、ウ、収支の状況。（2）国民健康保険病院事業会計。ア、患者数の動向、イ、収益的収入及び支出、ウ、資本的収入及び支出、エ、従事職員体制、オ、補助金、負担金、カ、棚卸し状況、キ、備品（医療機器等）の管理状況。（3）老人保健施設事業会計。利用者の動向、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、エ、従事職員体制。（4）訪問看護ステーション事業会計。ア、利用者の動向、イ、収益的収入及び支出、ウ、従事職員体制。

2ページについては、数字がほとんどでございますので飛ばしますけれども、水道事業会計でございます。

5の審査の結果についての（1）水道事業会計でございます。数字については、既に町長等が説明しておりますので省略いたします。

6ページの意見について。先ほどの普通会計と同様に、表については後ほどご参照いただきたいと思います。

平成28年度の事業実績は、前年度対比で年間総配水量が2万1,522立法メートル、率にして1.3%減、年間有収水量が1万7,688立法メートル、率で1.3%減となった。また、給水人口が182人減少したが、給水戸数が17戸増加している。総収益は4億2,399万7,000円で前年度より455万2,000円、率にして1.1%減少している。総費用は3億8,292万5,000円で前年度より749万8,000円、率にして1.9%減少している。有収率は84.7%で前年度と同率であり、結果、本年度は給水人口、収益、費用ともに減少したが、4,107万2,000円の純利益を生じ、黒字計上となりました。

気づいた点を以下に述べます。

①会計は、健全性を保っている。

②水道料金の実質未収金は3,086万6,000円であります。昨年度より218万6,000円の減少であるので、今後も未収金回収には努力を期待いたします。

③老朽管更新事業にもかかわらず、有収率が84.7%で前年度と同率に終わったことは大変残念であります。今後は、老朽施設の更新とともに有収率90%以上を目指して努力を望みます。

④福沢の井水による自己水源施設について、大崎広域水道の災害や事故による受水不能時に応急的対応ができる貴重な施設であるので、施設維持のため努力を今後とも望みます。

⑤簡易水道について、現在町内には4組合が登録認可されているが、それぞれの設立は昭和30年代前半であり、60年ほどを経過し、施設の老朽化が予想されるので、今後施設の更新や上水道への編入が想定される。このことは大きな政治課題でもあり、会計としても大きな課題でもあるので、今後の検討課題とすべきであります。

（2）国民健康保険病院事業会計。

総括事項。本年度において業務予定量を入院患者1日平均105人、前年度比2人増、外来患者1日平均270人、前年度比10人増とし、入院365日、外来243日、救急外来365日の診療を予定した。診療体制においては、内科、外科、泌尿器科、整形外科、眼科については毎日診療し、皮膚科、東洋医学外来については週2日、神経内

科、物忘れ外来については週1回、婦人科については月1回、こころの外来は5月から週1回の診療を実施し、訪問診察についても243日、483件の診察を行っております。また、休日当番については、一次の診療を6回、二次の病院群輪番制の内科、外科を合わせ5回担当し、地域医療の確保に努めたところでございます。

数字は省略いたしまして、11ページの補助金、負担金。

補助金については、3条予算に係る医業外収益として1,422万4,000円の交付を受け、病院事業収益全体に占める割合は0.7%であった。3条予算に係る負担金については、地方公営企業法第17条の2、経費の負担の原則に基づいて、基準内繰入金として2億7,923万8,000円を繰り入れ、うち医業収益として1億2,290万4,000円、医業外収益として1億5,633万4,000円を受けている。病院事業収益全体に占める割合は13.9%であった。4条予算に係る補助金としては、経営合理化のために要した費用2,700万円の交付を受けた。なお、3条予算に係る補助金、負担金の状況は、上表のとおりである。

棚卸し状況。貯蔵品については、平成25年度に更新したSPD（医薬品・診療材料等在庫管理システム）により不動態在庫を早期に把握し、医薬品、診療材料等の適正な在庫管理を行い、購入額減少により経費削減が図られた。

キ、備品（医療機器等）の管理状況。各種医療用機器は、適切な保守点検によって管理運用がされ、車両とともに減価償却において定額法に従って整理の上、処理されている。なお、本年の新規備品としては、前述ウで記載したとおり、新たに5,914万円相当が固定資産として購入された。

意見。平成28年度の業務量は、年間延べ入院患者数が3万5,614人（1日平均97.5人）となり、予定量より7.5人減であるが、対前年度比3,118人、9.6%の増加である。また、年間外来延べ患者数は5万3,590人（1日平均220.5人）となり、予定量より49.5人の減であり、対前年度比5,487人、9.3%の減少である。入院収益は8億5,948万3,000円で対前年度比8,169万5,000円、10.5%の増加、外来収益は7億1,362万5,000円で対前年度比5,244万9,000円、6.8%の減少であり、医業収益合計で3,237万6,000円、1.8%の増加となり、その結果、収益的収入は対前年度比2,214万2,000円、1.1%の減少で、収益的支出は対前年度比2,416万5,000円、1.1%の増加となり、収支において当年度純損失1億2,895万1,000円の赤字計上となった。

気づいた点を以下に述べます。

①病院新改革プラン、平成28年度の収支計画数値と今年度決算数値で当年度純損益において計画値が未達成であり、甚だ遺憾であります。今後は、改革プランの完全実施と計画達成のための努力を強く望むものであります。

②業務量においては診療科によって患者数の回復基調が見られるが、内科の外来減少は薬の長期処方投与の影響が大きいと思われるので、患者数確保のための具体策を検討されたい。また、整形外科における患者数の減少は入院、外来ともに平成24年度と比較すると約2分の1程度に減少しているし、眼科においても週2回の非常勤医師による診療患者数と常勤医師による診療患者数が同数程度であることは、ともに問題であると言わざるを得ない。適正な患者数の確保のために、院内における十分な検討を望みます。

③緊急患者の受け入れ数の減少に歯どめがかかっていない。受け入れ態勢に大きな変わりがないにもかかわらず減少が続くことの検証が必要と思われるので、検討を望みます。

④地域包括ケア病床を9床開設したことが入院患者数の改善に寄与し、病床稼働率アップにつながったこと

は高評価したい。急性期や専門医療を終了した患者に対して安全な在宅生活等への復帰を目指すためや、入院及び外来リハビリテーション充実等の対応強化につながると思われるし、病床稼働率アップにもつながると思うので、さらなる努力を望みます。

⑤資産購入（備品購入）においては、5,914万円のうち眼科用機材が5,425万9,000円を占めている。このことは、眼科の患者増と収益増加につながることと思われるので、その実現を強く望むものであります。

⑥他医療機関や福祉施設との連携強化については、かつてないほどに深まってきていることがうかがえたが、さらなる努力を望むものであります。

⑦一般会計からの繰り入れについて、平成29年4月3日付の総務省通知「平成29年度の地方公営企業繰出金について」によれば、その第5の1、病院の建設改良に要する経費、（2）繰り出し基準に「建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1、ただし平成14年度までに着手した事業に係る償還金は3分の2を基準とする」とあるが、当町においては3分の3になっているが、当会計の現状からすればやむを得ないと考えるが、基準以上の繰り入れについては当然事務レベルでの折衝の後、高度な政治判断による処置と思われるが、事務レベル、政治レベルともにその経過の記録を残すべきだと思う。過年度の決定経過を聞く範囲内では、前例に従って確定されたのではとうかがわれるので、会計独立の原則、単年度決算制度の中では毎年度おのこの会計の状況を勘案して他会計の負担割合が決定されるべきで、その折衝経過は明確にするため記録を残すべきであるので、検討の上、改善されたいと思います。

（3）老人保健施設事業会計。

総括事項。本年度の業務予定量を1日平均入所者79人、前年度同数、通所者については介護給付30人、前年比2人増、及び新予防給付12人、前年度比1人増の計42人、入所365日、通所312日として事業運営を予定した。

ア、利用者の動向。入所利用者数は年間延べ2万8,676人（前年度比220人減、0.8%減）、1日平均78.6人、前年度比0.4人の減で、業務予定量を0.4人下回る実績となった。通所利用者は年間延べ1万916人、前年度比268人減、2.4%の減、1日平均35人、前年度比0.7人減で、業務の予定量を7人下回る実績となった。なお、町内の入所者数は2万2,152人で全体の77.2%を占め、通所者は8,633人、79.1%であった。入所者定員利用率は98.2%で前年度より0.5%の減となった。これらの年間利用者の数値は、次表のとおりであります。表と数字的なものについては、省略いたします。

17ページの意見であります。

平成28年度の業務量は、入所2万8,676人（前年度比220人、0.8%減）、通所1万916人（前年度比268人、2.4%減）で合計3万9,592人（対前年度比488人、1.2%減）となった。収益的収支においては、事業収益4億8,625万6,000円、事業費用4億9,940万3,000円となり、当年度純損失1,314万7,000円であった。

気づいた点を以下に述べます。

①当年度純損失1,314万7,000円の計上は、昨年度の好決算からすると予想だにしない数値であり、その要因としては、感染対策のための利用制限による利用率の低下と人事異動による人件費の増大等が考えられる。来年度はこれら諸事情を乗り越え、利用者の増加を図るための諸施策を講じられることを望みます。

②他課で行われている地域の健康教室等に職員が参加しているが、地域の実情把握と施設のPRにつながる

と思うので、今後も積極的に参加することを望みます。

③施設の事業内容は利用者とその家族からは高評価を受けていると判断されるので、今後も事業内容の充実に努力されることを望みます。

(4) 訪問看護ステーション事業会計。

総括事項。業務予定量は、1日平均利用者数を33人(対前年度比2人増)とし、平日243日に加え、10月1日から利用者のサービス選択の幅を広げるため、土曜24日の営業を加え、年間267日の訪問看護を予定とした。また、24時間緊急連絡体制を継続して実施し、利用者ニーズに応えた。

ア、利用者の動向。訪問看護は、年間延べ3,330人(平日3,300人、土曜30人)、前年度比142人増、4.5%増、1日平均12.5人(平日13.6人、土曜1.3人)、前年度比6人減、4.6%減で、訪問リハビリについては、年間延べ3,627人、前年度比5人減、0.1%減、1日平均14.9人、前年度も同数で、合計延べ6,957人、1日平均27.4人と業務予定量を5.6人下回った。

表と数字的なものは省略いたします。

ウの従事職員体制については、従事職員は、看護師3人、理学療法士2人、作業療法士1人の6人、その他嘱託看護職員1人、嘱託事務職員1人で業務に従事した。これに伴う事業の経営分析結果は、前年度対比は次表のとおりであります。

意見。平成28年度の業務量は、訪問看護、訪問リハビリ合わせて6,957人で1日平均27.4人となり、業務予定量より5.6人下回った。収益的収支においては、事業収益5,817万4,000円、事業費用5,532万5,000円で、当年度純利益280万4,000円となった。

気づいた点を以下に述べます。

①会計は健全であり、利用者からも高評価を得ているので、多様化する利用者ニーズに対応できるようにさらに事業充実の努力を望みます。

②PR不足が感じられるので、情報発信に工夫と努力を望みます。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(遠藤稯雄君) 大変ご苦労さまでございました。

以上をもって、町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

これより監査委員の監査報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。8番。

○8番(久 勉君) ちょっと一般会計と各種特別会計のところで少し気になる……、17ページのまとめなんですけど、まとめの②番目のところに「各課の決算資料及び成果表等については3カ年程度の比較検討のできる資料の提示を示唆する意見を述べたにもかかわらず、一部の課ではかなえてもらわなかったのは大変残念である。それぞれの課において検討され、改善を望む」と「それぞれの課」と書いていますけれども、一部の課ということですから、多分監査したときに、そのときには指摘したと思うんですけども、担当課でその下のところもなんですけれども、上のはいつ指摘したかわからないんですけども、下のは「10月の定期監査において数件の改善をしたが、平成29年度事業に改善、検討された形跡がなかった」ということなんですけれども、これは平成28年10月に指摘だと多分1月あるいは4月の人事異動で担当課長がかわっているところもありますので、その辺の引き継ぎがうまくいかなかったのか、あるいはそれも踏まえてきちんとその課に監査委員さんがお話しし

たのかどうか、その辺はいかがだったのでしょうか。

それからもう1点は、今度、病院事業会計のほうなんです、病院事業会計の意見の中で「気づいた点を以下に述べる」とあって、①から⑦まであるんですが、これは常任委員会を先日行ったときも、常任委員会の中でも①、②、③、⑤あたりは担当課長にはお話し申し上げたものとかかなり同じような内容なんですけれども、ただ、監査委員として担当課長じゃなくてセンター長とはお話しはできたのでしょうか、この意見のことについては。

以上、2点ほど。

○議長（遠藤稯雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） まず、一般会計のほうから申し上げますけれども、2つ目については、私も申し上げましたし、事務局からも各課にそのような資料提出についての通知はしております。にもかかわらず、そういう徹底がされなかったということは大変残念に思っております。ただ、その課については、資料提出、その後このことについて関心がありますので、この点についての比較検討できるような資料をとということで後日提出をいただいた課もございます。（「いただいた課もあるし、いただかない課もあるんですね」の声あり）もちろん、その項目によりまして私の関心の程度が違いますので、お話を聞いた点と理解できたもの、数字を比較したいと思って資料提出をお願いしたもの等はございます。ただし、私がそういうふうに一々指摘しなくても、自主的に提出をお願いしたいというつもりでこのように表現したものでございます。

それから、負担金、補助金のあり方については、定期監査で全ての負担金、補助金をやったわけでございませぬ。抽出をして、この負担金、補助金については、負担金についてはほとんどやっていません、いや、補助金についてですけれども、それは当時の報告書にも書いたか書かないかちょっと忘れちゃったけれども、いわゆる補助を受けている団体の中にはいわゆる趣味的な団体、それから育成していかなければならない団体等があります。それぞれについてきちんとその内容を把握して補助金額を算定すべきであろうと思われませぬ。あれは平成28年度でしたか、完全に一律ではございませぬでしたけれども、補助金の減額がありましたね。それということはあり得ないんじゃないかというふうに思われませぬ。というのは、一例としての伝統芸能のように育成していかなければならない団体も一律に補助金を引き下げました。そのほかの団体についても引き下げです。ですから、やっぱりそういうふうな育成していかなければならない団体というものをきちっと把握して、その団体の財政状況なり活動状況なりを勘案して補助金額を定めていくべきであろうと。

それから、補助を受けたもの、受けているもの、私もかつて一町民としていろいろな形の団体で補助金を受けておった経験もございませぬ。そのときの経験から言いますと、一度補助金を受けますと、その組織が存在するうち補助金を受けられるものというふうに補助団体は理解してしまいます。それは、やっぱり補助を決めるときにきちっと補助というのはあくまでもその団体がひとり歩きできるまでの間、支援しますよというのが補助のあり方だと思います。よくサンセット方式と言われませぬ、いわゆるだんだん補助額が減っていく、そして最後にはゼロになるということ、補助を始めるときにその団体にきちっと説明すべきであろうというようなことを平成28年度の監査のときに申し上げました。それがどうも徹底されていたようではなかったということで、こういうような表現になった次第でございませぬ。

それから、病院事業会計につきましてこのような意見を出したわけでございませぬけれども、センター長とは

直接会って話しておりません。というのは、私がやる監査はあくまでも事務監査でございまして、町長、副町長、センター長、教育長などは監査の対象になっておりませんので、大変残念でございますけれども、私はそういう方々と本当は直接お話をしたいという気持ちはあるんですけれども、なかなかその機会には恵まれておりません。議員としてそれは求めてやるべきだと思いいなるのであれば、そのようなご意見も賜れば、私としても今後参考にいたしたいと思ひます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（久 勉君） さっきの一般会計、各種会計のほうの1番目の「かなえてもらわなかった」、でも後から提出してきたところもある。ただ、「私の望むものとは違ふ」と。ただ、「私の望むもの」ということではなくて、担当課のその担当者も各課でばらつきというのはおかしいと思うんですよね。ある課は突出して詳しくとか、ある課はさらっと流してとか、だからその辺の資料の統一というのは監査委員の指摘を受けてもう一度執行部とキャッチボールをして、次年度からはやはり監査委員が期待する資料を出せるような体制というんですかね、そういったことは執行部のほうでぜひご検討されたいと思ひます。

それから、負担金、補助金のあり方についてはおっしゃるとおりなんですけれども、ただ、さっき言わないでしまったんですけれども、ちょっと思ひしたのは、平成28年度の監査において平成29年度の事業に反映されないというのは、ちょっと平成28年度の監査なんですから、平成29年度の事業にどうこう言うこともいかななものかなと思ひたんですけれども、それは改善していこうということだからそれはそれでいいのかなと思ひました。

ただ、さっき言ひた例えは伝統芸能であるとか、あるいはサンセット方式であるとか、それはもつともだと思ひます。やはりその団体がお金をもらっているからやっているんだとか、補助金があるからやるんだではやはりおかしいことなので、やはり出すほうも、監査委員がおっしゃったように期限を決めてとか、ここまで達成したらもうおたくは終わりだよとか、やはりそういう自立させることも必要だと思ひますので、今後、平成30年度の予算編成に向かひて今から作業が始まると思うんですけれども、ぜひその辺は平成30年度の予算編成に反映させるよう財政担当課長とかのほうから各課にきちんと予算を出すようにということはやはりやるべきことだと思ひますので、それは財政担当課のほうで願ひしたいと思ひます。

それから、病院の気づいた点でさっき常任委員会の中で同じようなことを指摘したとおっしゃったんですけれども、やはり事務監査だから町長、副町長、教育長、センター長は対象にならないと。対象になるかならないかというのは、事務が対象になるんだしたら、事務のトップにいる人たちなんですから、やっぱり改善をさせるんだしたらトップダウンじゃないんですかね。幾ら事務に言ひても、事務の上がそういう頭を持たなければ変わらないということになりませんか。

○議長（遠藤稯雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 前段については事務的なことで答えは必要ないと思ひますので、最後の病院について、病院というか、いわゆる管理者との関係について申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、昨年度の講評については私もどんなようなことを講評で話したらいいのかわからなくて、町長、副町長との間の講評のあり方についてちょっと私も戸惑ひておりましたので、大したことを申

し上げないでしまったと。

さて、ことし監査を2回経験しまして、おっしゃるとおり、どうもこの事務に対する意見だけをこのように表現しても直してくれない、いわゆる課内で対応できるものは直してくれるんです。ところが、上司の指示がないと直せないものもありますね。それがどうもなかなかうまくいっていない。ああ、これはやっぱり政治判断が必要なんだということで、ことしは十数項目において、いわゆるこの意見書に書けない政治的な分、それについては直接町長、副町長、教育長、ことし初めて教育長が参加してくれたんですけれども、それに財政課長、総務課長にご出席いただいて、政治的なことがこのように問題だと思いますので、これについて町長のさらなる検討をいただいてご判断を賜りたいというような講評を申し述べております。

そして、課長さん方を対象にした講評もごございますので、何を述べようかとこれもいろいろと悩んだんですが、私はそういう意味では講評で意見を述べるようなことは全てこの報告書に書いたつもりでございまして、あえて課長さん方を対象にした講評においては、あれだめ、これだめ、これがよろしいというようなことは話しませんでした。大変残念でございましてけれども、余り含蓄のある講評の言葉ではなかったと思いますけれども、私なりに精いっぱい皆様の今後の事務に対する取り組み姿勢についてのお話を申し上げたつもりでございまして、そういう意味では事務レベルと政治レベルについて分けまして、文章として私の立場では残すことのできないことを他の場所でもってということで町長、副町長、教育長に同席いただいて、ただいまのそういうことに対して1人抜けているのが病院のセンター長なんですね。この方にもその場にご出席をいただくべきかどうかについては、今後執行部と協議をして、せっかくことし教育長に同席いただいたんですから、来年度においてはセンター長にもご同席いただければ私にとっては大変幸いなことでございまして、ただいまの議員の意見を踏まえて執行部と協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（久 勉君） いや、町長、副町長、教育長にはお話し申し上げたと言うから、それはそれでよいことだと思いますけれども、ただ、残念なのはセンター長が抜けていたということなんですけれども、センター長というのは病院事業管理者で独立したところですので、町長に言ったからそのセンター長に直接というよりも、やはり監査委員からのほうがインパクトは強いと思うんですよね。ですから、来週決算審査が始まったら多分センター長が隣に来るんですから、隣に「あんた、こいつ」としっかりマーカーペンでチェックしてセンター長にお話し申し上げてください。

といいますのは、決算審査が始まれば、私はここへ座っていればいいんですけれども、残念ながらしゃべれませんのでよろしく願います。

○議長（遠藤稯雄君） 監査委員、このことについては、代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） ただいまのセンター長の件につきましては、事務局からこの意見書についてセンター長に報告をしてもらっておりますかということを担当課長にお伺いしましたところ、きちっと報告しているということでございますが、ただし、その折についてのコメントについては報告は受けておりません。それは内部のほうで、この意見書にもいわゆる「院内において十分な検討を望む」というのは全体のことでございまして、センター長も入りますので、そういう面できちっと担当者同士が検討していただくことを望む

ものでございます。

○議長（遠藤稯雄君） ほかに、10番。

○10番（門田善則君） それでは、監査委員さんにお聞きいたします。

まずもって、町の経営状況の中で経常収支比率は75%以下が望ましいとされていますが、大きく90%超えをしていると。このままの状況でいったならば、今後町はどうなるのかと考えておられるか、まずもってお聞きしたいと思います。

次に、人事管理について触れているようでございますが、「マンパワー不足を感じた」と書いてあります。どういった点でマンパワー不足を感じたのか、わかる範囲内でお聞かせいただきたいと思います。ページ数は7ページですね。今、マンパワーの分は。

次に、11ページ、農業委員会名で一般社団法人涌谷町地域振興公社の会員に加入していること……。 「加入資格に疑問を感じる」と。先ほどこれにつけ加えてお話しされましたようにしたけれども、実質、議員の方々には詳しくその疑問点を解釈できない、私も含めておられると思しますので、その辺もお聞かせいただければありがたいのかなというふうに思います。

最後に病院であります。前者も言っておりましたが、問題なのは病院新改革プラン、平成28年度のほうでやりまして、この計画を「未達成であって、甚だ遺憾である」と、この「甚だ」というのは相当問題があるというふうに私は受けております。その辺についても、「甚だ」の意味を詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤稯雄君） それでは、代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 経常収支比率については、このまま続けば財政が硬直化していくであろうというようなことで、詳しくはあとは担当課から聞いていただきたいと思います。

マンパワーの不足の件ですが、それは大変どこの課ということはちょっと控えさせていただきます。昨年度は、何課でしたかね、あるうち1課か2課、現有職員数で何とか頑張ってやっていますということでしたけれども、残る課においてはほとんどもう、何というんですか、120%働かないと業務が追いつかないというようなことで、昨年度あたりからいわゆるメンタルヘルス障害で欠勤する職員がぼつぼつとふえてまいりましたので、余計そういう面でそれを感じました。それはどの課かということについては、ちょっと控えさせていただきます。

農業委員会の件ですが、このことにつきましては、農業委員会等に関する法律あるいは自治法等において、あるいは一般社団法人に関する法律等において、農業委員会がその一般社団法人の社員あるいは会員になることを禁ずる条項はありませんでした。しかし、民間企業であるならば、法に禁止事項がないからということではあります。それは利益を求めてやるのがよくあります。しかし、行政の対応として法律に禁止事項がないからといってやっていいというのは、いささか問題があるのではないかという思いでございました。

それから、農業委員会というのは、確かに農業委員会等に関する法律によって独立した権限を持ったセッションでございます。ですから、しかもことしの7月以前は農業委員は公選法に準じた方法による選挙によって選出される委員でございましたので、それまではある程度政治性というものを持ってもいいのかなと、百歩譲

ったところでそういうようなことになるかと思われませんが、ことしの7月以降は推薦制に変わりました。よって、その政治性というものについては相当色が薄められてきているというように思われます。

そして、どうしてもそういった法律的なことを踏まえても、農業委員会というのはいわゆる執行機関の一角であります。そういう執行機関の一角である農業委員会がいわゆる対外的な活動というのはどこまで許されるのであろうかというような疑問がありました。

ただし、先ほど申し上げましたけれども、委員会においてもそれらについていかなるものかという観点からいろいろ検討されているということもわかりましたので、それについては平成29年度の委員会の処置についてご期待を申し上げたいというふうに思っております。

病院の未達成で「甚だ」の意味ですが、読んで字のごとくでございます。議員の懸命なる判断をご期待申し上げます。

以上でございます。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今こういう質疑をしているのは、ここに執行者もおられますので、監査委員さんがどのように受けとめてこの文章を書いたかということが大事なことで、それを受け取る側がどのように見るかということが大切だと私は考えます。ですから、その「甚だ」の意味は議員が考えてくれと言うことはいいんですが、これは執行者も考えなければならない部分であろうと私は思います。だから、そういった意味ではかなり重い監査委員さんの言葉であろうというのが私の受けとめ方です。

ですから、相当やっぱり改革は必要なんだろうと、必要であるだろうというふうに解釈します。だから、そういったことを私は今、執行者に聞けないわけですけども、執行者がこれをどう判断するかということが一番大事なことであって、その書いたその本人からすれば、本来は書きたくなかったのかもしれないけれども、あえて書かねばならなかったという部分が推測されるわけですけども、その辺を何となくもう少し詳しく教えていただけるとありがたいなというふうに思います。

○議長（遠藤稯雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 議員に対しては大変失礼なことを申し上げました。その書いた思いというのは、いわゆるああいいう計画という、執行部で出す各種計画がありますね。それは達成率が本来であれば100%でなければならないはずですけども、なかなか100%にはならないということも多々あります。それでもあのプランについては、計画書については議員にも配られましたね。ということは、間接的に町民にこのように病院を改革して健全経営に持っていきますということを町民に対しても約束をしたわけでございますね。議員一人一人に約束したのではなくて、1万六千何百人かの町民に対して約束したわけでございますから、あのような計画を発表したということは相当重く受けとめるべきだと思います。単に数字合わせでつくったものであってはならないと思います。そのように、議員がおっしゃるように重く受けとめて、やっぱり改善に向かってほしい。

どのような改善方法があるかについては、医療については私は門外漢でございますので、個別の意見は申し上げるわけにはいきませんので、そこはプロ集団でございますから、事務レベル、医療担当者ともにそれぞれの立場からさらに検討を深めて、どのようにすれば計画どおりにいくのであろうかというようなことをきちっ

と事業管理者であるセンター長を中心にしてそれを進めてほしいということで、センター長の経営に対する責任について重く受けとめてほしいという思いで書きました。以上でございます。（「了解です」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本件については議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。



◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会します。

延会 午後4時28分

